

TMI Associates Newsletter

AUTUMN 2015

Vol.25

TMI 総合法律事務所

CONTENTS

- | | |
|--|--|
| <p>P.1 プロダクト・バイ・プロセスクレームに関する最高裁判決及びその後の実務運用について</p> <p>P.4 米国デラウェア州LPSのパススルー性を否定し、バミューダLPSのパススルー性を認める最高裁の判断が下される</p> <p>P.6 労働者派遣法の改正について</p> <p>P.9 農業委員会制度の改正及び農業生産法人の要件の見直し</p> <p>P.11 フランチャイズ契約における売上予測等に係る情報提供義務への実務対応</p> | <p>P.13 アジアの知財ハブを目指すシンガポールの取り組み</p> <p>P.16 米国における著作権・エンタテインメント関連事件の動向</p> <p>P.21 シンガポール会社法の改正</p> <p>P.23 顧問紹介</p> <p>P.24 顧問紹介、TMI月例セミナー紹介、書籍紹介</p> |
|--|--|

プロダクト・バイ・プロセスクレームに関する最高裁判決及びその後の実務運用について

—— 弁理士 山田 拓
—— 弁理士 白石真琴

第1 はじめに

物の発明に係る請求項にその物の製造方法が記載されている場合に当たるプロダクト・バイ・プロセス（以下、「PBP」という。）クレームに関する最高裁判決（平 24(受)1204）が平成 27 年 6 月 5 日に下された。この判決は、原判決であ

る知財高裁特別部におけるいわゆる大合議判決（平 22(ネ)10043）が破棄された初の判決として大きな注目を集めた。そして、判決の約 1 ヶ月後、特許庁における PBP クレームに関する審査・審判の取扱い等が変更になり、実務面でも大きな影響が出ているところである。本稿では、最高裁判決の概要、三極における PBP クレームの取り扱い、審査・審判の取扱い及び実務上の留意点について説明する。

第2 最高裁判決の概要

本件は、特定の方法で製造されることがクレームに記載されている、プラバスタチンラクトンの混入量が 0.5 重量 % 未

満であり、エビプラバの混入量が 0.2 重量 % 未満であるプラバスタチンナトリウム（本件発明）に係る特許第 3737801 号を有していた上告人（テバ ジョージセルジャー ル ザートケルエン ムケド レースベニチュアルシャシャグ）が、異なる方法により製造した、「プラバスタチンラクトンの混入量が 0.5 重量 % 未満であり、エビプラバの混入量が 0.2 重量 % 未満であるプラバスタチンナトリウム」を製造・販売していた被上告人（協和発酵キリン株式会社）に対して提起した特許権侵害差止請求事件の上告審である。

ここで、PBP クレームの技術的範囲の解釈として、従前、①物同一説（製造方法の異なる物であっても、物として同一であれば技術的範囲に含まれる）と、②製法限定説（技術的範囲は、クレームに記載された製造方法によって製造された物に限定される）との二通りの解釈が存在していたところ、原審である知財高裁大合議判決は、原則製法限定説を採用し、物の特定を直接的にその構造又は特性によってすることが出願時において不可能又は困難であるとの事情が存在する場合には、当該 PBP クレームを「真正 PBP クレーム」と呼び、真正 PBP クレームについては例外的に物同一説を採用するとした。その上で、本件発明は、かかる事情が存在するとはいえないことから不真正 PBP クレームであると認定して製法限定説を採用し、製法の異なる被上告人の製品は本件発明の技術的範囲に属しないと判断していた。

一方、最高裁判決は、PBP クレームの技術的範囲の解釈は物同一説によると判示した上で、PBP クレームについて、「特許請求の範囲の記載が特許法 36 条 6 項 2 号にいう『発明が明確であること』という要件に適合するといえるのは、出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ实际的でないという事情が存在するときに限られると解するのが相当である」との新たな基準を示して、原判決を破棄差し戻した。

なお、被上告人を異にする特許権侵害差止請求事件にかかる同日付け最高裁判決（平 24(受)2658）においても、同旨判断がされており、その上、PBP クレームに係る発明の要旨認定の場面においても、物同一説を採用する旨判示された。

第3 三極におけるPBPクレームの取り扱い

このように、今回の最高裁判決により、日本では PBP クレームについて、技術的範囲の解釈及び発明の要旨認定の両場面において、物同一説を採用することが明確になった。

一方、米国では、審査段階の発明の要旨認定の場面では物同一説を採用するが（審査基準・便覧 2113）、侵害の有無が問題になる技術的範囲の確定の場面では、製法限定説が採用され、結局製法の異なる物は非侵害と判断されるため（Abbott Laboratories v. Sandoz, Inc. (Fed. Cir. 2009)）、権利化の段階から、製法限定説を意識する必要がある。

欧州でも、物が構造的特徴によって定義できない場合には、例外的に PBP クレームは特許になり得るが、審査段階の発明の要旨認定の場面では原則物同一説が採用され、物として新規性及び進歩性を満たす必要がある（審査便覧 F 部第 IV 章 4.12）。欧州では、クレームに記載された方法を変更することにより異なる物が得られることを示すことが求められる等、PBP クレームの審査は厳しく一般に推奨されない。なお、権利化後の技術的範囲については、各国の裁判所の判断により解釈が異なる。

第4 審査・審判の取扱い

特許庁は、最高裁判決の判示内容を踏まえた当面の審査の概要として、平成 27 年 7 月 6 日に「プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する当面の審査の取扱いについて」（以下、「審査の取扱い」という。）を公表している。審判については、審査の取扱いを参酌しつつ、審理を行うとしている。なお、審査の取扱いの内容は、特許庁の審査において運用される「審査ハンドブック」の「第 II 部第 2 章 2203 乃至 2205」に引き継がれている。

審査の取扱いにおける PBP クレームの判断手法は、図 1 に示すとおりである。

図1：審査の取扱いにおけるPBPクレームの判断手法

- ① 物の発明に係る請求項の少なくとも一部に「その物の製造方法が記載されている場合」に該当するか否か
- ② ①において「その物の製造方法が記載されている場合」に該当すると判断したときは、当該記載に関し、「不可能・非実際の事情が存在する場合」に該当するか否か

すなわち、物の発明については、① PBP クレームに該当する場合であって、かつ②不可能・非実際の事情が存在しないと判断される場合において、明確性要件（特許法 36 条 6 項 2 号）に違反していると判断されることとなる。

したがって、明確性要件に違反しないためには、不可能・非実際の事情がない場合には PBP クレームであると判断されないようなクレームドラフティングが求められる一方、PBP ク

レーンを使用する場合には、不可能・非実際的事情が存在することを立証することが必要となる。

審査の取扱いにおける、「その物の製造方法が記載されている場合」に該当しない類型、すなわち、PBP クレームではないといえる類型は、図 2 に示すとおりである。

図2：「その物の製造方法が記載されている場合」に該当しない類型

単に状態を示すことにより構造又は特性を特定しているにすぎない場合
 具体例：
 「樹脂組成物を硬化した物」
 「貼付チップがセンサチップに接合されている物品」
 「AがBと異なる厚さに形成された物」
 「AとBを配合してなる組成物」
 「ゴム組成物を用いて作成されたタイヤ」
 「A層とB層の間にC層を配置してなる積層フィルム」
 「単離細胞」「抽出物」「脱穀米」「蒸留酒」「メッキ層」「着脱自在に構成」

また、審査の取扱いにおいては、不可能・非実際的事情が存在する場合の具体例としては、最高裁判決同様に、「新しい遺伝子操作によって作られた細胞等」が示されるのみである。なお、審査の取扱いにおいては、不可能・非実際的事情が存在するかどうかは、出願人による主張・立証の内容に基づいて判断され、出願人の主張・立証の内容に合理的な疑問がない限り、不可能・非実際的事情が存在するものと判断されることも明記されている。

審査の取扱いは、今後の特許出願に限らず、既に出願されたものも対象とされ、また既に成立している特許に対する審判事件等についても対象となっている。

なお、審査ハンドブックの附属書 B「特許・実用新案審査基準」の特定技術分野への適用例の「第 2 章 生物関連発明」中、「2.1 明確性要件（第 36 条第 6 項第 2 号）」の項に、図 3 に示すとおり、PBP クレームとして許容され得ると考えられるクレームの記載の例示があり参考になる。

図3：附属書BにおけるPBPクレームの記載

「受託番号がATCC HB-○○○○であるハイブリドーマにより産生される、抗原Aに対するモノクローナル抗体。」
 「ミエローマ細胞に抗原Aで感作したマウス脾臓細胞が融合されている抗原Aに対する抗体産生能を有する融合細胞。」
 「A因子、B因子、及びC因子を導入することにより製造された人工多能性幹細胞。」
 「イネ植物を生育過程において、植物ホルモンXを含む組成物で処理することによって得られたイネ植物。」
 「2倍体のスイカを倍数化処理して得られる4倍体のスイカと2倍体のスイカを交配することにより得られる体細胞染色体数が33であるスイカ。」

第5 実務上の留意点

今後の特許出願や、既に出願されたものであっても権利化前の特許出願であれば、審査の取扱いに留意する必要があるものの、PBP クレームであることから明確性要件を欠くとされた場合であっても、不可能・非実際的事情の主張・立証や補正等により、明確性要件違反の拒絶理由を解消させる手段を考慮することができる。

実際、特許庁も、最後の拒絶理由通知の後など補正が制限される場合（特許法 17 条の 2 第 5 項）においても、PBP クレームを、物を生産する方法の発明へと補正することを許容する運用を図るとしている。

一方、最も懸念されるのが、既に成立している特許に PBP クレームがある場合であり、当該 PBP クレームに対して明確性要件違反により無効審判を請求された場合にどのような対応を特許権者が取ることができるのかという点である。

明確性要件を充足させるための方策として、PBP クレームを、発明のカテゴリーを変更して物を生産する方法の発明とする訂正や、クレームから製造方法を削除する訂正が考えられるが、これらは審査段階では許容されるものの、訂正における「実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。」との要件（特許法 134 条の 2 第 9 項で準用する 126 条 6 項）を満たさないとされる蓋然性が高く、当該訂正が認められる可能性は低いと考えられる。

この場合、他のクレームの存在により PBP クレームを削除しても問題ない特許であるか、PBP クレームについて不可能・非実際的事情が存在することを立証できる特許でなければ無効とされる可能性が高い。

この点に対して、最高裁調査官解説（Law and Technology, No.69）における「製造方法の記載について、明細書における発明の詳細な説明の記載にも留意しながら、発明の対象物をその構造または特性により特定する記載に訂正することや、当該発明が製造方法自体に意義があるのであれば、補正の場合と同様に、物の生産方法の発明または方法の発明として訂正していくことなども考えられる」、また、その脚注における「査定後の特許については、カテゴリーを超えた訂正を認めることに関する議論を踏まえたうえで、少なくとも、PBP クレームについてはこれを認めるのが相当と思われる」との解説は、実際に訂正する際に参考になると考えられる。

また、裁判所も、特許庁も明確な解決策を示していないが、最高裁判決における「物の発明についての特許に係る特許請求の範囲において、その製造方法が記載されていると、一般

的には、当該製造方法が当該物のどのような構造若しくは特性を表しているのか、又は物の発明であってもその特許発明の技術的範囲を当該製造方法により製造された物に限定しているのかが不明であり、特許請求の範囲等の記載を読む者において、当該発明の内容を明確に理解することができず、権利者がどの範囲において独占権を有するのかについて予測可能性を奪うことになり、適当ではない。」との判断は参考になるかもしれない。すなわち、審査の取扱いにおいて示されているものではないが、PBP クレームにおいて、「クレームに記載された製造方法により製造された物に限定」されることを明記する訂正が許容されるのであれば、クレームに記載された物が、クレームに記載された製造方法により製造された物に限定されていることが明らかとなり、明確性要件違反の無効理由を解消することができる可

能性があるのではないかと考えられる。ただし、特許・実用新案審査基準「第Ⅲ部第2章第4節 特定の表現を有する請求項等についての取扱い」の「5. 製造方法によって生産物を特定しようとする記載がある場合」において、「出願人自らの意思で、『専らAの方法により製造されたZ』のように、特定の方法によって製造された物のみに限定しようとしていることが明白な場合であっても、審査官は、生産物自体（Z）を意味しているものと解釈し、請求項に係る発明を認定する。」とされているため、「クレームに記載された製造方法により製造された物に限定」されることを明記する訂正では、クレームに記載された製造方法により製造された物に限定されていないと判断される可能性もあり、審決例や裁判例等の蓄積が待たれるところである。

以上

弁理士
山田 拓
(1972年生)

Taku Yamada
直通 / 03-6438-5591
MAIL / tayamada@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】
特許 / 知財訴訟・審判

【登録、所属】
日本弁理士会
(2007)

弁理士
白石真琴
(1978年生)

Makoto Shiraishi
直通 / 03-6438-5341
MAIL / mshiraishi@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】
特許 / 知財訴訟・審判

【登録、所属】
日本弁理士会
(2004)

米国デラウェア州LPSのパススルー性を否定し、バミューダLPSのパススルー性を認める 最高裁の判断が下される

—— 弁護士・税理士 岩品信明
—— 弁護士 吉岡博之
—— 弁護士 佐藤竜明

第1 はじめに

ファイナンスの実務では、リミテッドパートナーシップ（以下「LPS」という。）はパススルー性を有し、LPS 自体は課税主体にならず、LPS の構成員に対して課税される（構成員課税）ことが前提とされている。しかしながら、今般、最高裁は、デラウェア州法に基づき組成された LPS（以下「デラウェア州 LPS」という。）のパススルー性を否定する判断を下した。

Ⅰ デラウェア州 LPS のパススルー性が否定された判決

平成 27 年 7 月 17 日、最高裁は、デラウェア州 LPS について、日本の租税法上、パススルー性を否定し、法人であると判断した（以下「デラウェア州 LPS 判決」という。）。

かかる判断に基づき、最高裁は、デラウェア州 LPS の構成

員がデラウェア州 LPS を通じた投資により被った損失と、日本における所得との損益通算を否認した。

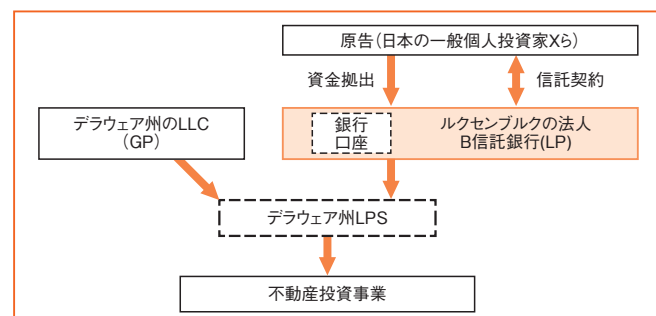
デラウェア州 LPS については、東京、大阪、名古屋の各高等裁判所においてパススルー性の判断が分かれていたところ、この最高裁判決により、パススルー性が否定され、判断が統一されることとなった。

Ⅱ バミューダ LPS のパススルー性を認めた判断

他方で、平成 27 年 7 月 17 日、最高裁は、バミューダ法に基づいて組成された LPS（以下「バミューダ LPS」という。）について、パススルー性を認めた高裁判決を維持し、上告を不受理とする決定をした（以下「バミューダ LPS 決定」という。）。

第2 デラウェア州LPS判決

Ⅰ 事案の概要



日本の複数の納税者（以下「Xら」という。）は、信託銀行との間で、Xらを委託者兼受益者、信託銀行を受託者とする信託契約をそれぞれ締結した。当該信託銀行は、米国デラウェア州の法令に基づいて、自己をリミテッド・パートナーとするデラウェア州 LPS を組成し、Xらから信託を受けた現金をデラウェア州 LPS に拠出した。

デラウェア州 LPS は、米国所在の中古集合住宅の賃貸事業を行っていたが、Xらは、デラウェア州 LPS が日本の租税法上法人に該当しない、すなわちパススルー性があると解釈し、かかる事業で生じた損失を、自己の不動産所得の損失として他の所得と損益通算して所得税の申告を行っていた。

ところが、課税庁は、デラウェア州 LPS にはパススルー性が認められず、日本の租税法上法人に該当するものであり、デラウェア州 LPS に生じた損失を構成員の所得と損益通算することはできないとして、所得税の更正処分等を行った。

Xらは更正処分等を不服として名古屋地裁に取消訴訟を提起し、名古屋地裁及び控訴審である名古屋高裁においてはXらが勝訴したが、課税庁は最高裁に上告した。

■ 判決の要旨

最高裁は、外国法に基づいて組成された組織体が日本の租税法上外国法人に該当するか否か（パススルー性の有無）について、以下の二つの基準により判断するとした。

① 現地法令の規定等

当該組織体に係る設立根拠法令の規定の文言や法制の仕組みから、当該組織体が当該外国の法令において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるか。

② 権利義務の帰属主体であるか

①により判断できない場合には、当該組織体が権利義務の帰属主体とされているか否か、具体的には、当該組織体の設立根拠法令の規定の内容や趣旨等から、当該組織体が自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が当該組織体に帰属すると認められるか否か。

そして、デラウェア州法の定めを詳細に分析した上、デラウェア州 LPS は、①デラウェア州法において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白とはいえないが、②自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果がデラウェア州 LPS に帰属するものといえることから、権利義務の帰属主体であると認められ、日本の租税法上外国法人に該当す

るとして、パススルー性を否定し、Xらの主張を退けた。

第3 バミューダLPS決定

事案は複雑であるが、概説すると、課税庁は、バミューダ LPS が法人であることを前提として、国内源泉所得である匿名組合契約に基づく利益分配金に対して納付すべき法人税額を納付しなかったとして課税処分を行ったものである。

本件では、バミューダ LPS が租税法上の法人として課税主体となるか否か、すなわち、パススルー性の有無が争点となった。東京高裁は、損益の帰属主体であるか否かという基準から法人であるか否かを判断するとし、バミューダ LPS は法人ではないとしてパススルー性を認めた。

最高裁は、上告不受理としたため、東京高裁の判断が確定した。

第4 両判断の分析

両判断は、同日に、同じ最高裁の小法廷で下されたものであるが、デラウェア州 LPS については法人であるとしてパススルー性を否定し、バミューダ LPS については法人ではないとしてパススルー性を肯定しており、判断が異なっている。

バミューダ LPS 決定では上告不受理とされ、最高裁の判断基準が明らかとはされていないが、同日の同一小法廷による判断のため、デラウェア州 LPS 判決と同一の基準を用いた上でパススルー性を認めたと推測される。

このような点から、今後は、デラウェア州 LPS 判決で示された判断基準が、外国事業体の法人該当性、すなわち、パススルー性の判断の指針になると考えられる。

第5 今後の実務への影響

デラウェア州 LPS 判決は、LPS にはパススルー性があるというファイナンスの実務を否定したため、今後の実務に大きな影響を及ぼすと考えられる。

■ デラウェア州 LPS を用いたスキームへの影響

デラウェア州 LPS を使った投資スキームにおいては、デラウェア州 LPS のパススルー性が否定され、税務上、法人として取り扱うことが求められる。

仮に、過去においてデラウェア州 LPS を法人に該当しないとして納税申告していた場合、特に、構成員がデラウェア州 LPS 段階での損失を認識して他の所得と損益通算していた場

合には、修正申告を求められる可能性がある。

また、デラウェア州 LPS を法人とした場合、デラウェア州 LPS から分配を受けた利益の所得分類が問題となり得るが、この点は、配当所得となる可能性が高いと考えられる。

② その他の LPS や外国事業体のパススルー性の判断への影響

デラウェア州 LPS 判決は、外国事業体の日本の租税法上の法人該当性について初めて一般的な判断基準を示したものである。そのため、デラウェア州 LPS 判決で示された基準は、外国事業体の取扱いについての一般的な指針になると考えられる。

別の見方をすれば、実務では、ケイマンの LPS や BVI の LPS、さらには LPS 以外の LLC など、各種の事業体が用いられているが、パススルー性が認められるか否かについては、デラウェア州 LPS 判決の基準を用いて、納税者が個別に判断しなければならないと考えられる。

③ パススルー性が否定されることによる影響

仮に、外国事業体が日本の租税法上法人として扱われ、パススルー性が認められなくなる場合には、以下のような影響が生じると考えられる。

- ①外国事業体に生じた損失について、構成員の所得の計算上損失とすることはできなくなる。
 - ②構成員としては、外国事業体に生じた利益は、外国事業体から分配される時点まで課税が留保されることになる。もともと、外国事業体がいわゆるタックス・ヘイブンに所在していた場合、外国子会社合算税制の適用により、外国事業体に生じた事業年度に構成員の所得として合算課税される可能性もある。
 - ③ファミリーファンドが日本企業の株式を保有する場合、事業譲渡類似株式の譲渡における 25% 保有要件の判断において、親ファンドが法人と判断され、その保有割合により課税の有無が判断されるおそれがある。
- デラウェア州 LPS 及びバミューダ LPS 以外の外国事業体が

日本の租税法上法人として取り扱われるか否かについては、デラウェア州 LPS 判決の基準に照らした個別具体的な法的分析が必要となるため、日本法の専門家にご確認をいただきたい。

④ 法令等の改正

今後、国税庁が従来の「米国 LLC に係る課税上の取扱い」で明らかにした判断基準を改め、デラウェア州 LPS 判決に沿った判断基準に修正する可能性がある。LPS を始めとする外国事業体の課税上の取扱いについては、今後の改正の動向を注視する必要がある。

以上

弁護士・税理士
岩品 信明
(1972年生)

Nobuaki Iwashina
直通 / 03-6438-5696
MAIL / niwashina@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / コーポレートガバナンス / 消費者関連法 / 商事関連訴訟 / 税務争訟 / タックス・プランニング

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2000) / IFA (International Fiscal Association) / 租税訴訟学会 / 東京税理士会(2010)

弁護士・ニューヨーク州弁護士
吉岡 博之
(1981年生)

Hiroyuki Yoshioka
直通 / 03-6438-5683
MAIL / hyoshioka@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / アライアンス / コーポレートガバナンス / コーポレート・ファイナンス / 民事再生・会社更生 / 破産・特別清算 / 私的整理・事業再生ADR / DES-DDS / タックス・プランニング

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2007) / ニューヨーク州(2015)

弁護士
佐藤 竜明
(1988年生)

Tatsuaki Sato
直通 / 03-6438-4464
MAIL / tsato@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / コーポレートガバナンス / IT・通信 / リスクマネジメント / 不正調査 / 商事関連訴訟 / 税務争訟 / タックス・プランニング / IT・通信 / 銀行・証券・保険・信託 / 事業承継

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2013)

労働者派遣法の改正について

—— 弁護士 近藤圭介

平成 27 年 9 月 11 日に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同月 9 月 30 日から施行された。今回の改正では、従来から問題となっていた派遣の期間制限等について、大幅な見直しが行われたが、本稿では、改正内容の

概要を説明するとともに、特に派遣先において留意すべきポイントを整理する。

第1 特定労働者派遣事業の廃止(許可制に一本化)

改正前の労働者派遣法では、①派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を特定労働者派遣事業、②派遣労働者が常時雇用される労働者のみでない労働者派遣事業を一般労働者派遣事業とし、②一般労働者派遣

事業を営むためには、厚生労働大臣の許可が必要となっていたのに対し、①特定労働者派遣事業は届出で足りるものとしていた。今回の改正では、特定労働者派遣事業が廃止され、労働者派遣事業を全て許可制とした。施行日時時点で特定労働者派遣事業を営んでいる者は、平成 30 年 9 月 29 日まで、「その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者のみである事業」（改正前の特定労働者派遣事業）を営むことが可能である。もっとも、労働者派遣事業の許可については、一定の資産要件等が要請されることから、零細企業が多い特定労働者派遣事業主において、今後、派遣業界において事業再編が進むことになると思われる。

第2 期間制限(いわゆる26業務を廃止)

1 概要

改正前の期間制限（いわゆる 26 業務以外の業務に対する労働者派遣について、派遣期間の上限を原則 1 年（最長 3 年）としたもの）を見直し、後述する①派遣先事業主単位の期間制限、②派遣労働者単位の期間制限に変更される。これまでは、期間制限のない 26 業務に該当するか否かの判断基準が非常に不明確であり、実務上も混乱しており、特に民主党政権下において、「専門 26 業務に関する派遣適正化プラン」が実施され、その後に「専門 26 業務に関する疑義応答集」が公表されたが、今までにない新しい基準が示され、その結果現場にさらに大きな混乱が生じていた。改正法では、期間制限について分かりやすくするため、業務内容を基準とした期間制限を廃止し、以下の基準に基づいて期間制限を規律することとなった。

(1) ①派遣先事業主単位の期間制限（労働者派遣法 40 条の 2）

原則として、同一事業所において、3 年を超えて継続して派遣労働者を受け入れることは禁止され、例外的に、派遣受入れ開始から 3 年が経過する日の 1 か月前までに、当該事業所の過半数の従業員で組織される労働組合（ない場合は過半数の従業員を代表する者）から意見聴取を行った場合は、さらに 3 年間派遣労働者の受入れが可能となり、その後も同じである。なお、派遣可能期間を延長した場合でも、後述する派遣労働者単位の期間制限を超えて、同一の有期雇用の派遣労働者を引き続き同一の組織単位に派遣することはできない。

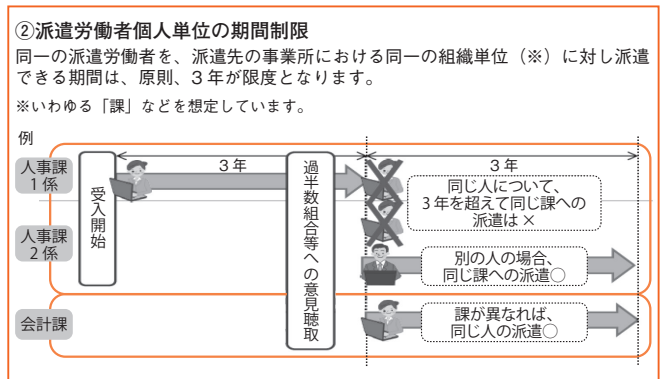
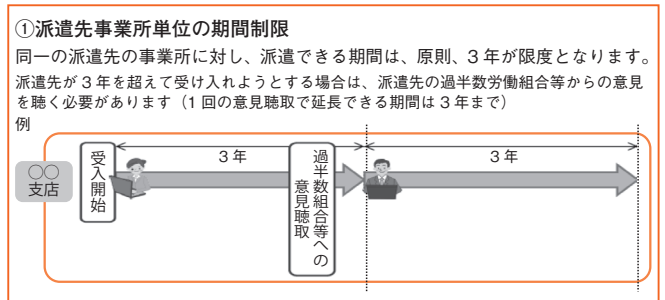
また、施行日以後、最初に新たな期間制限の対象と

なる労働者派遣を行った日が 3 年の派遣可能期間の起算日となる。それ以降、3 年までの間に派遣労働者が交替したり、他の労働者派遣契約に基づく労働者派遣を始めた場合でも、派遣可能期間の起算日は変わらないことになる。

(2) ②派遣労働者単位の期間制限（労働者派遣法 40 条の 3）

派遣先の同一組織単位における同一派遣労働者を継続して 3 年を超えて受け入れることはできない。なお、同一組織単位は「課」や「グループ」などが想定されている。

組織単位を変えれば、同一の事業所に、引き続き同一の派遣労働者を（3 年を限度として）派遣することができるが、①事業所単位の期間制限による派遣可能期間が延長されることが前提となる。また、派遣労働者の従事する業務が変わっても、同一の組織単位内である場合は、派遣期間は通算される。



（出所：厚生労働省HP）

(3) クーリング期間

①事業所単位の期間制限、②派遣労働者単位の両方にいわゆるクーリング期間が設けられている。

ア ①事業所単位の期間制限

派遣先の事業所ごとの業務について、労働者派遣の終了後に再び派遣する場合、派遣終了と次の派遣開始との間の期間が 3 か月を超えないときは、労働者派遣は継続されているとみなされる。

イ ②個人単位の期間制限

派遣先の事業所における同一の組織単位ごとの業務について、労働者派遣の終了後に同一の派遣労働者を再び派遣する場合、派遣終了と次の派遣開始の間の期間が3か月を超えないときは、労働者派遣は継続されているとみなされる。

(4) 期間制限の例外

次に掲げる場合は、例外として期間制限がかからない。

- ①派遣元事業主に無期雇用される派遣労働者を派遣する場合
- ②60歳以上の派遣労働者を派遣する場合
- ③終期が明確な有期プロジェクト業務に派遣労働者を派遣する場合
- ④日数限定業務（1か月の勤務日数が通常の労働者半分以下かつ10日以下であるもの）に派遣労働者を派遣する場合
- ⑤産前産後休業、育児休業、育児介護等を取得する労働者の業務に派遣労働者を派遣する場合

(5) 経過措置

施行日時点で既に締結されている労働者派遣契約については、その契約に基づく労働者派遣がいつ開始されるかにかかわらず、改正前の法律の期間制限が適用される。

第3 派遣労働者のキャリアアップ

派遣元事業主は、①教育訓練の実施義務、②希望者に対するキャリアコンサルティングの実施義務があり、また、派遣先事業主は、①キャリアアップに必要な情報を派遣元に提供する努力義務、②正社員の募集情報を周知する義務（募集を行う事業所に1年以上受け入れている派遣労働者（無期雇用派遣労働者を含む）、③労働者（非正規を含む）の募集情報を周知する義務（募集を行う組織単位の業務に3年間受け入れられる見込みがあり、有期雇用派遣労働者を対象として、派遣元事業主から法に定める雇用安定措置の一つとして直接雇用の依頼があった場合）が課されている。

第4 雇用安定措置

派遣元は、同一の組織単位の業務に継続して3年間従事する見込みがある有期雇用派遣労働者については、下記の①か

ら④のいずれかの措置を講じなければならない。

- ①派遣先への直接雇用の依頼
- ②新たな就業機会（派遣先）の提供（合理的なものに限る）
- ③派遣元での無期雇用
- ④安定した雇用の継続を図るために必要な措置（紹介予定派遣、職業紹介、有給での教育訓練等）

第5 派遣社員を活用する際の派遣先の留意点

■期間制限の例外と（有期雇用契約の）無期転換制度（労働契約法18条）

労働契約法の改正により有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申し込みによって使用者が無期労働契約に転換しなければならないルール（無期転換ルール）が導入されており（労働契約法18条）、「無期転換ルール」を定めた改正労働契約法が平成25年4月1日に施行され、平成30年4月には通算5年目を迎える。この無期転換ルールは、派遣労働者にも適用がある。したがって、派遣元が、当該労働者が派遣元との間で無期労働契約に転換することを回避するために、労働契約期間（＝派遣期間）の上限を事実上5年に制限することがあることから、派遣先としても、労働者派遣の利用について留意する必要がある。

■労働契約申込みみなし制度への対応（労働者派遣法40条の6、平成27年10月1日施行）

労働契約申込みみなし制度とは、派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、違法状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して労働契約の申込み（直接雇用の申込み）をしたものとみなす制度である。違法派遣とは具体的には以下のとおりである（労働者派遣法40条の6）。

- ①派遣労働者を禁止業務に従事させること
- ②無許可又は無届出の者から労働者派遣の役務の提供を受けること
- ③期間制限に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること
- ④労働者派遣法又は同法の規定により適用される労働基準法等の規定の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し、必要とされる事項を定めずに労働者派遣の役務の提供を受けること（いわゆる偽装請負等）

当該制度は平成27年10月1日からの施行となっているが、改正法の施行日（9月30日）時点ですすでに行われている労働者派遣については、改正前の期間制限が適用され、

制限を超えて派遣労働者を使用しようとするときは、改正前の法律の労働契約申込み義務の対象となることから留意する必要がある。また、改正法では期間制限について、改正前と比較して明確となっており、期間制限に違反するケースは減ると思われるが、偽装請負の問題は依然として残っていることから、派遣先としては十分留意する必要がある。

以上

弁護士
近藤圭介
(1982年生)

Keisuke Kondo
直通 / 03-6438-5436
MAIL / kkondo@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

人事制度の構築・運用 / 労働審判・労働関係訴訟等への対応 / 組合対応等 / M&A、IPOにおける労務デュー・ディリジェンス / M&A / アライアンス / 反社会的勢力対応 / 商事関連訴訟 / リスクマネジメント / 一般企業法務

【登録、所属】

東京弁護士会(2007)

農業委員会制度の改正及び 農業生産法人の要件の見直し

—— 弁護士 野間敬和

本稿は、第189回国会において成立し、本年9月4日に公布された、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律のうち、農業委員会制度の改正及び農業生産法人の要件の見直しについて概説するものである。この改正は、農業の六次産業化、海外輸出、農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備することを目的とし、この目的のために、農協・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しを図ったものである。同法による改正は、農業協同組合中央会制度の廃止・一般社団法人化等の農協改革も内容としているが、紙幅の関係で割愛する。

第1 農林水産業・地域の活力創造プラン

平成25年5月、農林水産業の地域の活性化を目的として、内閣において農林水産業・地域の活力創造本部が設置され、平成25年12月10日、同本部は、「農林水産業・地域の活力

創造プラン」を策定した。同プランは、国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消・食育等の推進、6次産業化等の推進、農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減等の政策を展開している。同プランは、平成26年6月24日に改訂され、①農協の改革、②農業委員会制度の改革、③農業生産法人の要件の見直しが政策として取り込まれた。

また、内閣に設置されている規制改革会議の農業ワーキンググループは、平成26年5月14日、「農業改革に関する意見」を公表した。同意見は、農業委員会等の見直し、農地を所有できる法人（農業生産法人）制度の見直し、農業協同組合の見直し等を内容としていた。

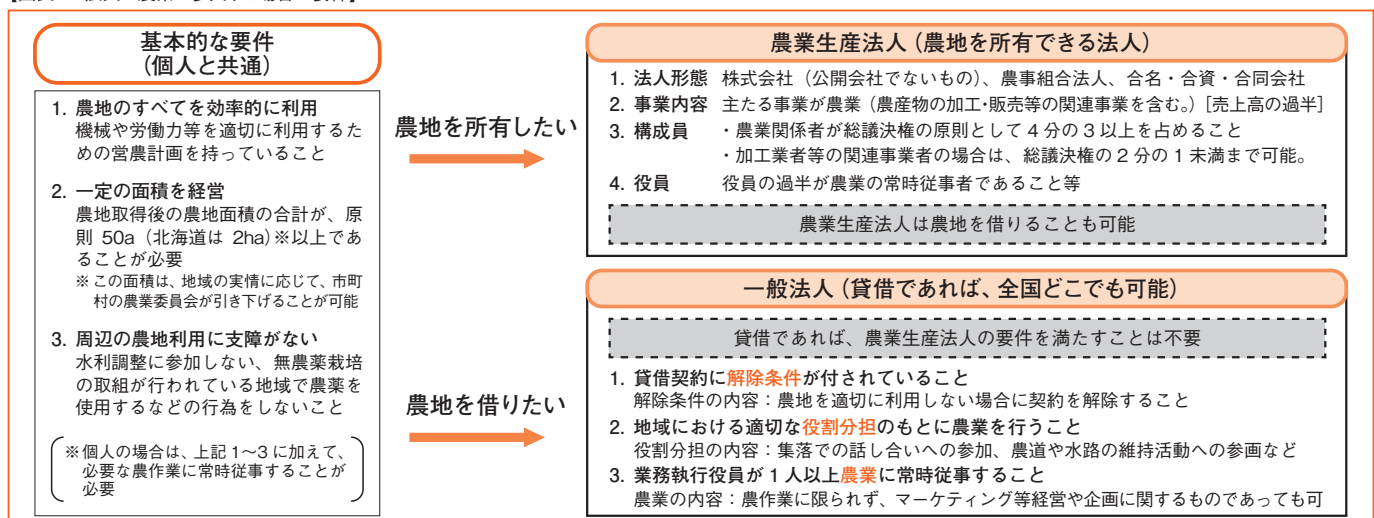
農業協同組合法等の一部を改正する等の法律は、上記の政策の展開を受けたものである。

第2 農業生産法人の要件の見直し

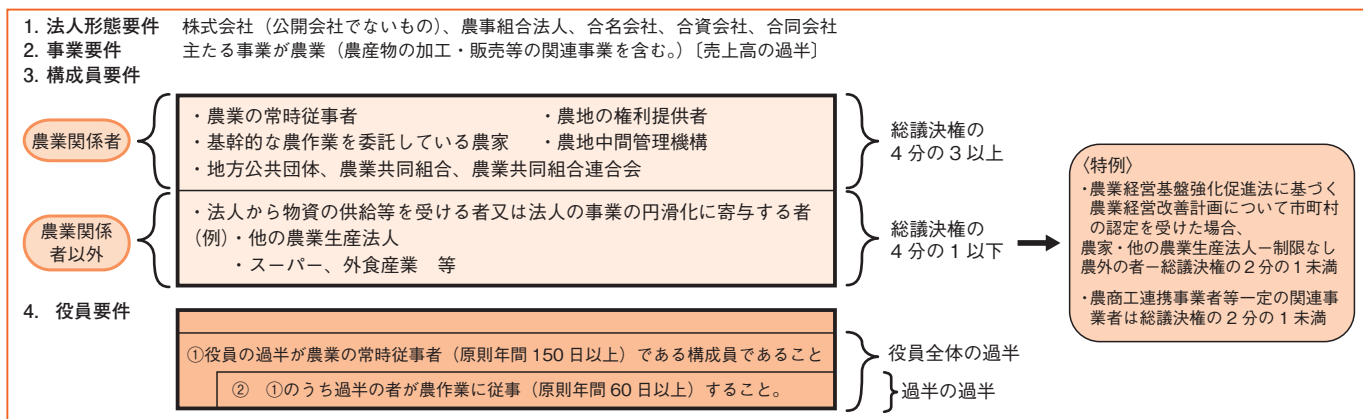
■事業法人による農地の取得規制

法人による農業への参入は、近時、順次緩和されており、平成21年の農地法改正によって、法人がリース方式で農業に参入することが認められた（図表1参照⁽¹⁾）。しかしながら、農地法上、農地を所有することができる法人は農業生産法人

【図表1 法人が農業に参入する場合の要件⁽²⁾】



【図表2 農業生産法人の要件】⁽³⁾



に限定され、事業法人は農地を所有することは禁止されている。そして、農業生産法人の制度は、みずから農業を行う者が経営すべきという基本的な考えに基づいており、このため、農業生産法人には、構成員要件、役員要件等の要件が課されている（図表2参照）。

2 構成員要件の緩和

現行法の農業生産法人の構成員要件は、一定の例外はあるものの⁽⁴⁾、農業の常時従事者等が農業生産法人の総議決権の4分の3以上を保有する必要がある、農業関係者以外の者が所有できる議決権は4分の1までとされている。しかも、当該議決権の保有者は、法人と継続的取引関係を有する関連事業者等に限定されている。しかし、これに対しては、6次産業化などの経営発展を目指す場合に資本増強の必要性に応じていない等の批判がなされていた。

そこで改正法は、農業関係者以外の者が保有できる議決権を2分の1未満にまで拡大するとともに、関連事業者等の要件を撤廃した。

3 役員要件の緩和等

現行法は、農作業従事要件として、法人の理事等の過半の過半の者が原則として年間60日以上農作業に従事することを要求している。これに対しては、6次産業化により法人における販売や加工のウエイトが高まる一方、農作業のウエイトが低くなることから、農作業従事要件は緩和すべきとの指摘があった。

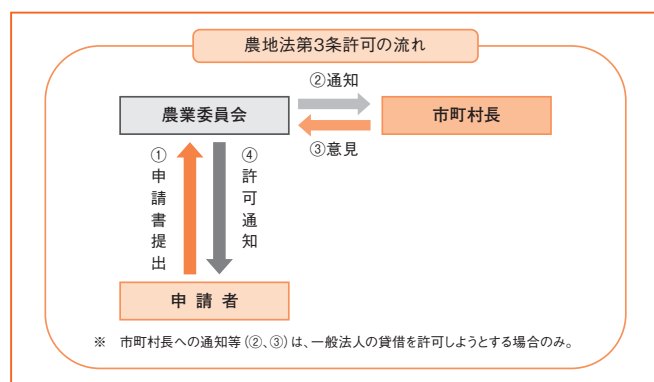
そこで改正法は、理事等のうち1名以上の者が農林水産省令で定める期間、農作業に従事すれば足りるとして、農作業従事要件を緩和した。

第3 農業委員会制度の改革等

農業委員会は、各市町村に設置され、たとえば、農地法上、

個人や法人が農地を売買又は賃借するためには、原則として、その農地の所在する市町村の農業委員会の許可が必要とされている（農地法3条、図表3参照）。このような許可を経ない農地の売買は無効とされている。

【図表3 農地を取得するための手続】⁽⁵⁾



1 農業委員の選任方法の改正

農業委員会の主たる使命は、農地利用の最適化、すなわち、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進にあるが、現在のところ、その活動は低調であるとされている。その理由としては、農業委員会の委員が名誉職となっていることや、農業委員に兼業農家が多いことが指摘されている。現行法上、農業委員会の委員の選任は、農業者の中から選挙で選ばれた選挙委員と農業団体等が推薦した者を市町村長が選任した選任委員で構成されるところ、選挙委員の約4割は兼業農家で占められ、実際に選挙で選ばれる委員は約1割といわれている。そして、これが農業委員会の活動の活性化の阻害要因と考えられており、農業委員を選挙において選任する必要性が疑問視されていた。⁽⁶⁾

そこで改正法は、農業委員の公選制を廃止し、農業委員の選任を市町村長による任命制のみとした。改正法では、農業委員は、農業に関する識見を有し農地等の利用の最適化の推

進等に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て任命するものとされた。議会の同意を得ることを要求したのは、選任の公平性・中立性を担保するためとされている。⁽⁸⁾ また、市町村長は、農業委員を任命しようとするときは、あらかじめ農業者、農業者が組織する団体等に対して候補者の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者を募集し、これらの者に関する情報を整理・公表し、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないとされている。かかる措置も、公平性・中立性を図るための措置と思われる。

また、改正法は、農業委員のうち過半数を認定農業者が占める必要があるとして、農業に専属して従事する者が積極的に委員となることを図っている。さらに、市町村長は、農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとされており、これは若年農業者や女性農業者の積極的な参画を企図しているものと思われる。

② 農業委員会の目的

前記のとおり、農業委員会の本来の目的は農地利用の最適化を図る点にあり、改正法は、この機能の強化のために、農業委員会が、農地等の利用の最適化の推進に関する事務を行うこと、そして、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならないものと定めた。一方、農業委員会の業務から、農業及び農民に関する事項についての意見公表、他の行政庁への建議等を削除するものとした。

以上の改正の他、改正法は、農業委員会の事務局の強化、農業委員会の情報の公表も盛り込んでいる。

第4 農地利用最適化推進委員制度の創設その他の改正

改正法は、新たに、農地利用最適化推進委員制度を創設した。農地利用最適化推進委員は、農業委員会の委嘱を受けて、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に従って、農地等の利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作時放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進のため

の活動を行うとされている。

上記の他、改正法は、都道府県農業会議の廃止と農業委員会ネットワーク機構への再編等も行った。農業委員会ネットワーク機構は、農業委員会の連絡調整、農業委員の業務の効率化・質の向上に資する事業、農地利用最適化の優良事例の横展開、法人化の促進、法人経営等担い手の組織化及びその経営発展の支援、新規参入の支援等の事業を行うとされている。

第5 まとめ

農地等の利用の最適化については、近時の平成25年の法改正により農地中間管理機構関連法に基づくリース方式（農地中間管理機構が農地を仮受、転貸するスキーム）が導入され、その推進が図られている。今回の改正により、さらなる農地等の利用の最適化が期待される。

以上

- (1) 農地法改正以前にも、企業が農地を借りて農業を行う方法として、農業経営基盤強化促進法に基づく特定法人貸付事業の制度が存在していた。
- (2) 農林水産省のHP <<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/pdf/houjin.pdf>>より
- (3) 前掲注2のHPより
- (4) 認定農業者については、認定計画に基づいて出資する関連事業者が農業生産法人の議決権の2分の1未満まで保有できる等の特例が設けられている（農業経営基盤強化促進法第14条）。
- (5) 農林水産省のHP <http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/pdf/240330_tetuduki_izyougo.pdf>より
- (6) 河田尚弘「農協・農業委員会等に関する見直しの論点―第186回国会衆・参議院農林水産委員会における議論―」立法と調査357号56頁。
- (7) 前掲注6
- (8) 前掲注6 57頁

弁護士
野間敬和
(1970年生)

Yoshikazu Noma
直通 / 03-6438-5618
MAIL / ynama@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャード・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / デリバティブ / 民事再生・会社更生 / 不動産投資

【登録、所属】

東京弁護士会(2004) / ニューヨーク州(2004)

フランチャイズ契約における 売上予測等に係る情報提供義務 への実務対応

—— 弁護士 田中健太郎
—— 弁護士 篠原一生

第1 はじめに

フランチャイズ契約において、フランチャイザーからフランチャイジーに対し契約締結段階で提供される情報が原因となって紛争化するケースが多数見受けられるが、とりわけ、売上・収益等の予測に関する情報提供が論点となる案件が大半を占めている。これらの案件では、フランチャイザーの行き

過ぎたセールストークが引き金となるケースも多い。⁽¹⁾

そこで、本稿においては、これまでフランチャイザーに情報提供義務違反を理由として損害賠償責任を認めた裁判例を参照しつつ、契約締結段階においてフランチャイザーが情報提供を行う際の注意点、および具体的にどのようなプロセスを踏むべきか、という点について解説する。

第2 情報提供義務違反とは何か

フランチャイザーによるフランチャイジーへの契約締結時の情報提供に関連する法令としては、①特定連鎖化事業に当たる場合において法定開示書面の提出を求める中小小売商業振興法 11 条 1 項、②ぎまんの顧客誘引を禁ずる独占禁止法 19 条および 2 条 9 項（一般指定 8 項）があるが、私法上、情報提供義務を明示的に規定したものは存在せず、判例上で信義則に基づく情報提供義務が認められているにすぎない。

過去の裁判例等からすると、情報提供義務の具体的内容は、中小小売商業振興法や公正取引委員会作成の「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」（以下「フランチャイズ・ガイドライン」という）の記載を原則としつつ、情報の種類・内容ごとに、当該情報の重要性や具体性、提供の容易性、加盟希望者の知識経験、当事者の交渉経緯等を総合的に考慮して判断されると考えられる。⁽²⁾

以下では、フランチャイズ訴訟において特に問題となりやすい立地調査・売上予測・予想収益（以下「売上予測等」という）に関する情報提供義務違反の判断基準につき詳述する。

第3 売上予測等に関する情報提供義務違反

Ⅰ 売上予測等に関する情報提供義務の原則・例外

売上予測等は、事業についての情報を持たないフランチャイジーにとって最大の関心事であり、紛争の原因にもなりやすい。⁽³⁾ただ、これらはあくまで将来の予測であり、経済環境・消費者動向の変化やフランチャイジーによる運営方法によって大きく左右されるため、正確な予測には自ずと限界がある。⁽⁴⁾

そこで、多くの売上予測等に関する裁判例では、フランチャイザーが一定の水準以上の情報を提供すべきことを認める一方で、そのような情報を提供したにも関わらずフランチャイジーが利益を得られなかった場合には情報提供義務違反を否定している。

Ⅱ 売上予測等に関する情報提供義務違反の判断基準

前述したとおり、提供された情報が一定の水準以上であると認められる場合には情報提供義務違反が認められない一方で、フランチャイザーの示した売上予測等が以下の 2 段階の判断を経て不十分なものである場合には情報提供義務違反を認めている。⁽⁵⁾

① 売上予測等の手法が合理的か否か

② 収集された基礎情報が客観性・正確性を満たすか、また、その情報に基づいて行われた分析過程の相当性

①については、売上予測等の手法には様々なものが存在し、確立した手法が存在しないことから、フランチャイザーの裁量の余地が大きいため、裁判所も、売上予測等の手法については、予測の手法自体が明白に相当性を欠いた不合理なものや、虚偽ないし人為的操作が加わった不合理なものである場合でなければ、フランチャイザーの義務違反を否定する傾向にある。

他方、②については、過去の裁判例において、調査人員の適切性、調査方法の正確性、競合店調査の十分性、店舗構造等の評価の相当性、重要事実の開示状況、説明態度等のさまざまな事情が考慮されている。⁽⁶⁾

第4 フランチャイザーがトラブルを未然に防ぐためのソリューション

フランチャイザーとしては、上記②の基準に違反しないために、過去の裁判例を踏まえたチェックリストを用意し、各項目を確認する必要がある。これにより、基礎情報の正確性や分析の相当性を恒常的に確保することが期待できる。

このように、会社として、基礎情報や分析の正確性を担保するメカニズムを作ったとしても、個々の社員が行き過ぎたセールストークをしてしまうリスクは別途ケアしておく必要がある。対策としては、定期的な社員研修やマニュアルの整備を行うことが有効である。

第5 トラブルになった場合のフランチャイザーのソリューション

フランチャイジーがフランチャイザーの情報提供義務違反を主張するのは、ほぼ 100%、フランチャイジーの業績が低迷しているケースである。したがって、まず考えるべきは、フランチャイジーの業績を向上させることである。仮に現実的な

業績向上につながらなくても、そのための原因分析と経営指導を丁寧に行うことによって、結果的に紛争の表面化を回避できることも多い。

また、情報提供の不備を主張された場合、単に業績低迷の責任をフランチャイジーになすりつけるケースもまま見られるが、そのように信頼関係を自ら壊しに行くことは訴訟リスクを飛躍的に増大させることになる。そのため、フランチャイザーがどのような根拠や資料に基づいて、的確に情報提供を行っていたかを、フランチャイジーの納得が得られるよう客観的に説明すべきである。このような訴訟回避努力をいかに迅速にできるかが、トラブル収束のポイントになる。

それにもかかわらず、フランチャイジーのクレームが収まらない場合、担当者にヒアリングをかけて、事実関係の確認を最優先で行うべきである。この事実関係次第では、訴訟リスクを避けるため、話し合いによって和解的解決を図ることも検討すべきである。訴訟提起される場合に備え、情報提供の適

切性を示す資料（例えば、競合店舗数やエリア属性等を算定・検討した資料）を裁判所に提出できるよう、管理・保存する体制を日ごろから作っておくべきである。

以上

- (1) このような状況は比較法的に珍しい状況であり、立法を持たず、フランチャイザーの説明義務を認める国であっても、基本的には開業後の売上や収益はフランチャイジーが自らデューデリジェンスを行うべきものとして考えられている（小塚 一郎『フランチャイズ契約論』（有斐閣、2006年）148頁。）。
- (2) 神田孝『フランチャイズ契約の実務と書式』（三協法規出版、2011）58頁。
- (3) フランチャイズ契約における加盟金等のイニシャルフィーの中にはこのような情報に対する対価も含まれているといえよう。
- (4) 実際に、公正取引委員会も、平成14年のフランチャイズ・ガイドライン改訂に際して、「将来の売上げ又は収益の額は、経済環境等の変化により不確定な要素を含むものであり、一律に本部の開示が望ましいとの位置付けとはしなかったものである」と述べている（公正取引委員会作成の平成14年4月24日付け「『フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について』の改訂について」24頁）。
- (5) 東京地判平成14年1月25日判時1794号70頁等。
- (6) 名古屋地判平成10年3月18日判タ976号182頁等。
- (7) 字数の関係上割愛するが、筆者が共著した「シチュエーション別 フランチャイズ契約のトラブル防止・対応策」 BUSINESS LAW JOURNAL 2014年12月号記載のチェックリストを参照願いたい。

弁護士
田中健太郎
(1986年生)

Kentaro Tanaka
直通 / 03-6438-5394
MAIL / ketanaka@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / アライアンス / コーポレートガバナンス / 起業・株式公開支援 / 商事関連訴訟 / 税務争訟 / タックス・プランニング / フランチャイズ / 事業承継

【登録、所属】

第二東京弁護士会 / 第二東京弁護士会会
社法研究会

弁護士
篠原一生
(1989年生)

Issei Shinohara
直通 / 03-6438-4510
MAIL / ishinohara@tmi.gr.jp



【登録、所属】

第一東京弁護士会
(2014)

アジアの知財ハブを目指す シンガポールの取り組み

—— 弁護士 関川 裕
—— 弁理士 小代泰彰

第1 はじめに

近年、日本企業による ASEAN 諸国への進出が増加していることに伴い、ASEAN における知的財産権の保護等についても注目が高まっており、ASEAN 諸国も自国の知的財産制度の整備、拡充に力を入れている。ASEAN の中でも、シンガポールの取り組みは目を見張るものがある。

シンガポールは、2013 年に知財ハブマスタープラン (Intellectual Property Hub Master Plan)⁽¹⁾ を発表したの

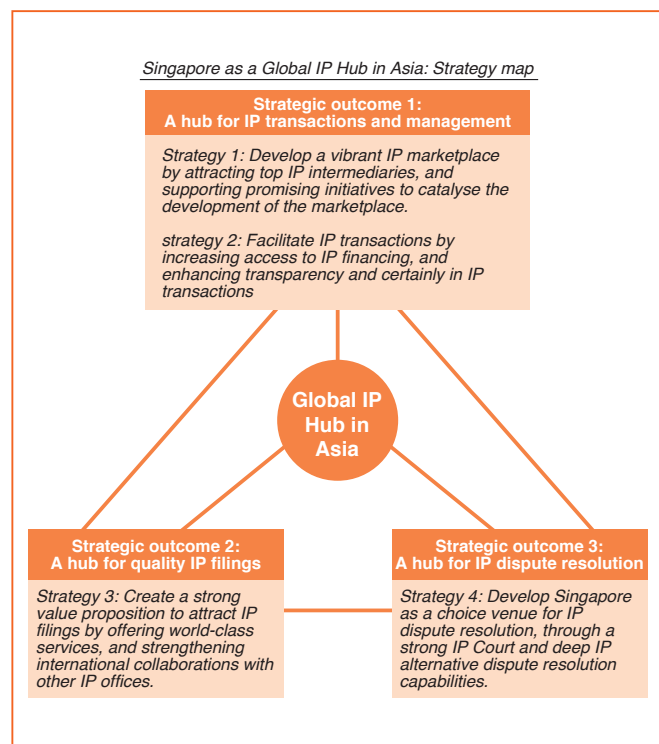
を契機として、知的財産に関する様々な取り組みや新たな制度を発表している。例えば、シンガポール知的財産庁 (Intellectual Property Office of Singapore: IPOS) は、2015 年 8 月、日本特許庁 (JPO) の協力の下、官民連携型の審査能力向上プログラムを開始した。また、2015 年 9 月より ASEAN の中では初めて、PCT 国際出願に対する国際調査機関 (International Searching Authority : ISA) 及び国際予備審査機関 (International Preliminary Examining Authority : IPEA)⁽²⁾ として稼働することになった。このように、シンガポールにおける知的財産に関する取り組みや新たな制度の内容やスピードは、知財ハブを目指すシンガポールが如何に本気であるかを示すようにも思える。そこで、本稿では、近年のシンガポールの知的財産に関する取り組みを紹介する。

第2 知財ハブマスタープラン

2013年にシンガポールは知財ハブマスタープランを発表した。知財ハブマスタープランは、アジアにおけるグローバルな知財ハブを目指すシンガポールのビジョンを示すもので、具体的には、シンガポールが(1)知財取引及び管理のハブ、(2)知財出願のハブ、(3)知財紛争解決のハブとなることを目指す10か年プランである。プランの詳細については、参考資料⁽¹⁾を参照されたい。

これらのプランの実現のため、シンガポールには、現在、IPOSの関連機関として、IP Academy、IPOS-International及びIP ValueLabが設立されている。IP Academyは、トレーニング機関であり、アジアにフォーカスした知財に関するトレーニングやセミナー、ワークショップなどを提供する。IPOS-Internationalは、シンガポールの知財サービスの国際化を支援する機関であり、国外の企業や専門家に対して独自の知財関連サービスを提供する。例えば、IPOS-Internationalにより、独自の特許調査、知財プロフェッショナルトレーニング及び知財管理コンサルティングなどのサービスが提供される。IP ValueLabは、エンタープライズエンゲージメントを支援する機関であり、グローバル及びシンガポールのビジネスパートナーと共同し、知財管理、価値評価及び収益化のソリューションを提供する。

【図1】知財ハブ ストラテジーマップ(IPOSホームページに掲載のINTELLECTUAL PROPERTY(IP)HUB MASTER PLANより抜粋)



第3 シンガポールにおける特許審査

2014年2月14日に改正特許法が施行され、シンガポールにおける特許審査は、従前のSelf-assessment SystemからPositive Grant Systemへ移行された。Self-assessment Systemにおいては、発明が特許されるべきものであるか否かは出願人の自己評価で決定されるため、新規性、進歩性などの特許要件を満たさない発明であっても特許を受けられることがあった。これに対し、Positive Grant Systemにおいては、実体審査の結果、特許要件を満たす発明についてのみ特許を受けることができる。従って、この法改正により、シンガポールにおいてより高い信頼性及び安定性を有する特許(すなわち、無効になりにくい特許)を受けられることが期待できる。

また、以前は、IPOSは、審査をオーストリア、ハンガリー、デンマーク特許庁に外部委託していたが、IPOSに特許調査及び審査の部門が新設され、現在、IPOS内でも特許審査及び調査が行われている⁽⁵⁾。今後2020年までに審査官を200名以上に増員することも計画されている⁽⁶⁾。

現在、IPOSに早期審査を申請するには、PPH(Patent Prosecution Highway)、GPPH(Global Patent Prosecution Highway)及びASPEC(ASEAN Patent Examination Co-operation)の3つの枠組みがある。

ASPECは、ASEAN内での審査協力プログラムであり、現在、ミャンマーを除くASEAN9か国が参加している。ASPECプログラムの目的は、ASEAN参加国(ASEAN Member States: AMS)(1st AMS: 第一国)における特許出願の審査結果を他の参加国(2nd AMS: 第二国)における出願の審査において利用することで、冗長な審査を排除し、第二国における出願の審査を迅速かつ効果的に行うというものである。また、ASPECに関する手続きは全て英語で行われるため、各国の言語に翻訳する必要がないという点も大きなメリットである。ASPECの請求件数は、2015年7月時点で65件である⁽⁷⁾。

【表1】ASPECの請求件数の統計(IPOSのホームページに掲載されている表を抜粋)

		2nd AMS Office									
1st AMS Office		BR	KH	ID	LA	MY	MM	PH	SG	TH	VN
	BR										
	KH										
	ID					1				2	
	LA										
	MY			1						3	
	MM										
	PH			1					1	1	
	SG			4		11		7		18	6
	TH										
	VN									1	

第4 ISA/IPEAとして稼働

2014年9月に、IPOSは、PCTにおけるISA及びIPEAとして選定され、2015年9月よりISA及びIPEAとして稼働を開始することになった。IPOSは、ISA及びIPEAに選定されたASEANで初めての特許庁となり、アジアでは日本、中国、インド、韓国に次ぐ5番目の特許庁となる。数年前まで審査を外部委託していたIPOSがこのような役割を担うことは、大変目覚ましい変化であり、知財ハブを目指すシンガポールにとって大きな進展である。

また、審査期間に関し、IPOSは、多くのケースにおいて出願から約60日でFirst Office Actionを発行するとしている。これは、JPOにおいて一次審査通知までの期間が通常の審査において平均11か月程度、早期審査において平均1.9か月程度であるのと比較すると、非常に短い期間であることが理解できる。

さらに、IPOSは、審査官が中国語に堪能であり、英語に加え中国語の文献等も調査できることをIPOSで審査することの利点の一つとして挙げている。⁽⁸⁾

第5 シンガポール特許のカンボジアにおける再登録

IPOSは、2015年1月、カンボジア工業・手工芸省(Ministry of Industry and Handicraft of Cambodia: MIH)との間で知財保護に関する両国間での連携を目的としたMOUを締結し、同MOUに基づき、シンガポールの特許権者は、(1)シンガポールの特許が有効である期間に、その特許をカンボジアでも再登録(re-registration)することができ、また(2)IPOSが発行した調査及び審査報告書をカンボジアにおける関連出願の特許のためにMIHに提出することができるようになった。

このような制度により、ASEANにおける複数国に出願を

したい場合、まずはシンガポールに出願することのメリットが増えたと言える。つまり、シンガポールに出願した場合、ASEANの中では相対的に信頼性の高い実体審査を早期に受けられることに加え、カンボジアでの特許取得も容易になるというメリットがある。

第6 最後に

日本や欧米諸国に比べると、ASEAN諸国における知的財産制度はまだ発展途上にあると言える。しかしながら、近年、ASEAN諸国でビジネスを展開する企業は増えており、また、2015年末に計画されているASEAN経済共同体の創設によるマーケットの拡大にも大きな期待が寄せられているため、ASEANにおいて如何にして自社の技術やブランドを守るかは大きな関心事項になっている。そのため、シンガポールが知財ハブとなり、リーダーシップを取りながらASEANにおける知財制度の整備が進められていくことは日本企業にとっても大きなメリットがあり、シンガポールにおける取り組みは今後も注視されるべきであると言えよう。

以上

参考資料

- (1) <https://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Press%20Release/IP%20HUB%20MASTER%20PLAN%20REPORT%202%20APR%202013.pdf>
- (2) <http://www.meti.go.jp/press/2015/08/20150826001/20150826001-1.pdf>
- (3) <https://www.ipos.gov.sg/MediaEvents/Readnews/tabid/873/articleid/321/category/Press%20Releases/parentId/80/year/2015/Default.aspx>
- (4) <http://www.ipos.gov.sg/AboutUs/OrganisationStructure/Subsidiaries.aspx>
- (5) http://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/sg/ip/pdf/mohou_2011_re.pdf
- (6) <https://www.ipos.gov.sg/MediaEvents/Readnews/tabid/873/articleid/262/category/Press%20Releases/parentId/80/year/2014/Default.aspx>
- (7) <http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIP/WhatisIntellectualProperty/Whatisapatent/Applyingforapatent/ASEANPatentExaminationCooperationASPEC.aspx>
- (8) <https://www.ipos.gov.sg/MediaEvents/Readnews/tabid/873/articleid/291/category/Press%20Releases/parentId/80/year/2014/Default.aspx>

弁護士
関川 裕
(1981年生)

Yutaka Sekikawa
直通 / 65-6831-5673
MAIL / ysekikawa@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
一般企業法務 / M&A / アライアンス / 商標 / IT・通信 / 不動産投資 / アジア / 人事制度の構築・運用 / 知財トランザクション(技術移転・特許売買・ライセンス)

【登録、所属】
第二東京弁護士会(2005-2010、2012) / シンガポール外国法弁護士(2012)

弁理士
小代泰彰
(1975年生)

Yasuaki Koshiro
直通 / 03-6438-5320
MAIL / ykoshiro@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
特許 / 知財訴訟・審判

【登録、所属】
日本弁理士会(2012)

米国における著作権・エンタテインメント関連事件の動向

—— 弁護士 関 真也

第1 はじめに

近時、日本では、インターネット上の著作権侵害対策や応用美術の保護など、著作権・エンタテインメント分野における複数のトピックについて議論が高まっている。同時に、米国でも、これらに関連する分野において新しい動向が相次いでいる。本稿は、そうした米国における近時の動向と制度を紹介・解説することで、米国での事業展開の一助としていただくとともに、日本法の議論の参考となることを試みるものである。

第2 デジタルミレニアム著作権法に基づくNotice & Takedown手続において、著作権者は、削除通知を送付する前に、フェア・ユースの検討を行う必要があるとされた事例

■ 事案の概要

原告・被控訴人 Stephanie Lenz は、その子供が Prince の楽曲“Let's Go Crazy”にに合わせてダンスをしている 29 秒間の動画（以下「本件動画」という。）⁽²⁾を YouTube に投稿した。Prince の音楽レーベルである被告・控訴人 Universal Music Corp., Universal Music Publishing, Inc. 及び Universal Music Publishing Group（以下、「Universal」と総称する。）は、この動画が Universal の当該楽曲の著作権を侵害すると主張して、デジタルミレニアム著作権法（DMCA）に基づく削除通知（Takedown Notice）を YouTube に送付した。YouTube はこれに応じていったんは本件動画を削除したが、Lenz の反対通知（Counter Notification）を受け、本件動画を YouTube 上に再度掲載した。

Lenz は、Universal が、削除通知を送付する前に、本件動画が Prince の楽曲のフェア・ユースであるか否かを誠実に検討せずに、本件動画が著作権侵害である旨の「故意に重大な不実の表示」⁽³⁾をしたと主張し、DMCA § 512(f) に基づき、損害賠償を求めて訴えを提起した。結論として、裁判所は Lenz の請求を認めなかった。

■ 裁判所の判断

裁判所は、DMCA 上、著作権者は、削除通知を送付する前に、フェア・ユースについて検討する必要があり、その検討を怠った場合には、著作権者が、著作物の当該利用が法律によって認められないものであると主観的に誠実に信じて

いたか否かが問題となり得るとした。すなわち、著作権者が、削除通知を送付する前に、フェア・ユースの成否について検討を怠った場合には、著作権者は、DMCA § 512(f) に基づき損害賠償責任を負う。しかし、著作権者が、侵害主張に係る素材がフェア・ユースに該当しないと主観的に誠実に信じていた場合には、たとえ裁判所の結論がフェア・ユースに該当するというものだったとしても、著作権者は損害賠償責任を負わない。著作権者が、フェア・ユースに該当しないと主観的に誠実に信じていたと口先で主張したとしても、証拠によってかかる信念がなかったと立証されれば、著作権者は DMCA § 512(f) の責任を負う。

裁判所は、Universal が「故意に重大な不実の表示」をしたことを立証するためには、Lenz は、Universal が、削除通知を送付する前に、(i) 本件動画がフェア・ユースに該当するという高度な可能性があったと主観的に信じており、かつ (ii) かかるフェア・ユースについて知ることを避けるために意図的な行為を行ったことを立証しなければならないとした。その上で、裁判所は、Lenz は (i) の要素を立証していないと判断し、結論として Lenz の損害賠償請求を認めなかった。

■ 本判決の問題意識と影響

DMCA の Notice & Takedown 手続においては、著作権者（又はその代理人）が DMCA § 512(c)(3) で定められた情報を含む削除通知をオンライン・サービス・プロバイダに送付し、これを受けたプロバイダが、「侵害に当たるとされる又は侵害行為の対象とされる当該素材を除去し又はアクセスを解除すべく速やかに対応すること」その他の条件を満たすことにより、プロバイダの著作権侵害にかかる損害賠償責任及び一部を除く差止救済の負担が免責される（DMCA § 512(c)(1)）。また、DMCA は、非侵害素材の除去等の影響を減じるため、DMCA § 512(g)(3) で定められた内容を含む反対通知があった場合には、反対通知の受領後 10 営業日以後 14 営業日以内に、除去された素材等を復活させなければならないとしている（DMCA § 512(g)）。

DMCA は、かかる Notice & Takedown 手続によって、適正なオンライン著作権侵害対策を図っているが、削除通知の濫用を防止するため、削除通知の記載事項として、「当該方法による素材の使用が著作権者、その代理人又は法律によって許諾されているものではないと、通知を行う者が善意誠実に信ずる旨の陳述」⁽⁴⁾を要求している（DMCA § 512(c)(3)(A)(v)）。フェア・ユースに該当するか否かは、かかる記載事項には明示的には含まれていないが、フェア・ユースに該当するのであれば、そこで使用された素材について著作権侵害責任が課されることはない。⁽⁵⁾にもかかわらず、著作権者は、フェア・ユースの成否について

検討することなく削除通知をしてもよいのかというのが、本件の問題意識である。

本判決は、結論としてその検討をすべき注意義務があるとした。問題はその注意義務の程度であるが、本判決は、「フェア・ユースに該当しないと主観的に誠実に信じていた」か否かによって判断するものとし、そのための立証事項として、前記 (i) 及び (ii) の事項を示した。また、本判決は、著作権者によるフェア・ユースの検討が、侵害コンテンツの調査を要求するものではないことを明示している。さらに、本判決は、大量のコンテンツに対するコンピュータ・アルゴリズムによる監視システムも、かかる注意義務を果たすのに十分といえる可能性があることを示唆している。

フェア・ユースの適用は事案ごとの総合考慮による個別判断であり、はっきりとした区別が可能とは限らない。今後、削除通知を行う際には、1つ1つの侵害素材についてフェア・ユースの可能性を念頭に置いておく必要がある。

第3 海外から米国内へのデジタル・データ・セットの電送が、合衆国国際貿易委員会 (ITC) による救済措置の対象となる「物品の・・・輸入」であるか否かが争われている事例

1 事案の概要

本件は、歯科矯正技術に関する特許権の侵害を理由とする、関税法 337 条（以下、単に「337 条」という。）に基づく合衆国国際貿易委員会 (U.S. International Trade Commission; ITC) の調査事件⁽⁶⁾であり、現在、ITC の最終決定（以下「本決定」という。）につき、連邦巡回区控訴裁判所に上訴審が係属中である⁽⁷⁾。

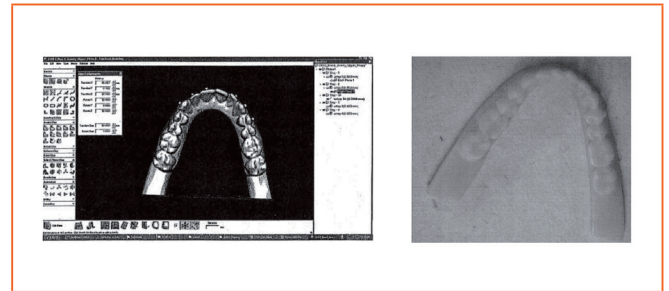
被申立人ら ClearCorrect Operating, LLC (“CCUS”) 及び ClearCorrect Pakistan (Private), Ltd (“CCPK”) (CCUS と CCPK を総称して “ClearCorrect” という。) は、概ね次のような方法で歯科矯正器具を作成していた。まず、CCUS が、患者の歯型をスキャンし、そのスキャン・データを、パキスタンにある関連会社である CCPK に送信する。CCPK は、当該データに基づき、ソフトウェアを用いて歯科矯正器具の図面をデザインし、そのデジタル・データ・セットを CCUS のサーバ（テキサス州に所在）にアップロードすることによって米国内に電送する。そして、CCUS は、その図面に基づいて矯正器具のモデルを 3D プリンタで出力し、そのモデルから歯科矯正器具を作成していた。

申立人 Align Technology, Inc. (“Align”) は、パキスタンから米国内にデジタル・データ・セットを電送する ClearCorrect

の行為が、歯科矯正に向けられた一連のシステムに関する Align の 7 件の特許権の侵害を誘発するものであり、337 条に違反すると主張し、当該デジタル・データ・セットの輸入停止を求めて ITC に申立てを行った。

2013 年 5 月 6 日、本調査の行政法判事は、7 件のうち 6 件の特許につき 337 条違反を認定し、被申立人に対して輸入停止命令をすべきとの仮決定をした。ITC は、2013 年 7 月 25 日、同仮決定を再審査する決定をし、さらに調査を行った上で、2014 年 4 月 3 日、本決定をした。

〔歯のコンピュータ・データ／3D プリンタで出力されたモデルの写真〕



2 主な争点とそれに対する ITC の判断

本件の争点は、各特許のクレーム解釈及び侵害の有無を含めて多岐にわたるが、本稿で焦点を当てる争点は、ClearCorrect によるデジタル・データ・セットの電送が、337 条における「物品の・・・輸入」(“importation … of articles”) に該当するか否かである。ClearCorrect は、337 条の文言及び立法経緯等に照らし、有体物ではないデジタル・データ・セットの電送は、「物品」の「輸入」に該当しないと主張した。

ITC は、関税法は、主要な知的財産権（特許権、商標権及び著作権）を侵害する輸入その他の不正な行為及び競争方法を包含する広い文言で起草されており、その立法目的は、輸入品に関するあらゆる種類の不正な行為を防止し、知的財産権の保護を強化することであるとした。かかる立法目的を実現するため、ITC は、被申立人が主張するように「物品」の定義を限定することはできず、「物品の・・・輸入」という文言は、デジタル・データ・セットの電送を含むものと解釈すべきであると結論付けた。

ITC は、さらに 337 条のその他の要件を検討した上で、ClearCorrect に対し、一定のデジタル・データ・セットの米国内への輸入を停止させる命令をする決定をした（ただし、公共の利益を考慮し、米国内の既存の患者に関する分については、停止命令の例外とした。）。

3 エンタテインメント及びインターネット業界への影響（オンライン海賊版対策）

本件は特許権侵害を巡る ITC337 条調査の事件であるが、

米国では、映画、テレビ、出版及び音楽等のエンタテインメント業界並びにインターネット業界からの注目を集めている。なぜなら、海外から米国へのデジタル・データの電送を、337 条に基づく排除命令又は停止命令によって食い止めることができるのであれば、ITC337 条調査を、強力なオンライン海賊版対策手続の 1 つとして活用することができるようになるからである。

米国でのオンライン著作権侵害対策としては、著作権侵害訴訟や刑事訴追のほか、デジタルミレニアム著作権法 (DMCA) 上の Notice & Takedown 手続、Center for Copyright Information (CCI) の Copyright Alert System (CAS)⁽⁸⁾、U.S. Immigration and Customs Enforcement (ICE) のドメイン名差押えプログラム⁽⁹⁾といったものが挙げられる。しかし、米国外の海賊版サイトを相手にする場合には、上記の対策には様々な困難が伴う。例えば、米国外の海賊版サイトを運営する被告に対して著作権侵害訴訟を提起しようとする場合には、人的管轄 (Personal Jurisdiction) が認められにくいというハードルがある⁽¹⁰⁾。この点、DMCA の “Foreign Site Provision” は、「合衆国外に所在する特定のオンライン地点」へのアクセスの提供を禁止する命令について規定し、人的管轄の問題に対処しようとしているが、かかる規定に基づく著作権侵害コンテンツのブロッキングの可否について判断した裁判例は見当たらない。また、ドメイン名の差押えは、その対象となるドメイン名が米国で登録されたものに限られているため、海賊版サイト対策には適さない⁽¹¹⁾。Notice & Takedown 手続や CAS も、侵害コンテンツごとの個別的対策となるため、大量の侵害コンテンツに一斉に対処するには困難が伴う。これに対し、ITC337 条調査が海外から米国内への著作権侵害コンテンツの流入阻止に活用できるとすれば、まさに海賊版サイトにうってつけの対策となり得る⁽¹⁴⁾。

もっとも、ITC によるデジタル・データの停止命令等が認められたとして、その執行方法は必ずしも明らかではない。もし著作権侵害コンテンツであるか否かを判断するために通信内容を傍受する必要があるのであれば、故意による電気通信の傍受を禁じる「電気通信におけるプライバシー保護法」(the Electronic Communications Privacy Act) との抵触関係も問題となり得る。また、表現の自由や「ネットの中立性」(Net Neutrality) を重視する近時の動向も当然問題となる。

コンテンツの流通においてインターネットが極めて大きな役割を果たすようになった今日では、あらゆる種類の不公正な行為を防止し、著作権を含む知的財産権の保護を強化するという ITC337 条調査の目的を達成するためには、デジタル・デー

タという形態を用いた著作権侵害についても ITC337 条調査を利用可能とする意義はたしかに大きい。プライバシーや表現の自由といった他の利益との調整を踏まえ、裁判所が法律解釈で対応するのか、それとも議会による立法的解決を優先するのか。本件の上訴審が係属している連邦巡回区控訴裁判所の判断が注目される。

第4 チアリーディング・ユニフォームのデザインが、「絵画、図面及び彫刻の著作物」として米国著作権法上の保護の対象となり得ると判断された事例

■ 事案の概要

原告・控訴人ら Varsity Brands, Inc., Varsity Spirit Fashions and Supplies, Inc. 及び Varsity Spirit Corporation (以下、“Varsity” と総称する。) は、チアリーディングに使用するアパレル及びアクセサリーのデザイン、製造及び販売を行う会社である。被告 Star Athletica, LLC (以下 “Star” という。) は、チアリーディング用のグッズ及びユニフォームを含む様々なスポーツ・アパレルのマーケティング及び販売を行う会社である。

Varsity のデザイン・チームは、チアリーディング・ユニフォームのデザインを行う際、ユニフォームの機能性又は製造しやすさを考慮しない。これらのデザインのスケッチは、スケッチされたチアリーダーのモデルの上に、様々な色彩及び組み合わせの直線、曲線、ストライプ、角、斜線等をデザイナーが配置することで行われる。ユニフォームのデザインを制作している間、Varsity のデザイナーらは、製造部門からの指示、制限又はガイドラインを与えられることはない。もし完成した衣服がデザインと異なる場合には、製造部門は作り直しを指示される。言い換えれば、デザイナーらは、製造上の実態に合うようにデザインするよう指示されることはない。

Varsity は、5 つのチアリーディング・ユニフォームのデザイン (下記写真 [本件デザイン] 参照。以下「本件デザイン」という。) を著作権局に登録した。

Varsity は、Star が、Star の 2010 年版カタログ及びインターネット・ウェブサイトにおいて、本件デザインの侵害画像を複製、展示、及び／又は頒布したと主張し、また、Star のチアリーディング・ユニフォームの外観に本件デザインを利用することによって、Varsity の著作権を侵害したと主張し、訴えを提起した。これに対し、Star は、(1) 本件デザインは実用品に関するものであり、著作権による保護の対象とならない、(2) 本件デザインのうち、絵画、図形又は彫刻の要素は、ユニフォームから物理的又は概念的に分離することができず、したがって本件デザインは著作権による保護を受け得ない、と反論した⁽¹⁵⁾。

原審は、チアリーディング・ユニフォームの色彩及びデザインという構成要素を、その実用目的そのものから概念的に分離することはできないとし、本件デザインは著作権法上保護されないと判断して、Varsityの請求を棄却した。本判決は、⁽¹⁶⁾かかる事件の控訴審判決である。⁽¹⁷⁾

〔本件デザイン〕



2 本判決の理由

(1) 判断の手順

第6巡回区控訴裁判所は、下記5段階の検討課題に分けて、本件デザインが著作権による保護の対象となるか否かを検討した。

- ①本件デザインが「絵画、図面又は彫刻の著作物」であるか否か。
- ②本件デザインは、実用品のデザインか。
- ③チアリーディング・ユニフォームの「実用面」とは何か。
- ④本件デザインのうち、その実用面を発揮する部分から、絵画、図面又は彫刻の特徴を別個に識別することができるか。
- ⑤ストライプ、シェブロン、カラーブロック及びジグザグの配列は、チアリーディング・ユニフォームの実用面から「独立して存在」し得るか。

(2) 本件デザインについての判断

裁判所は、上記5段階の検討課題それぞれについて、以下のとおり判示し、本件デザインは著作権による保護の対象となり得るとして、原審を破棄し、差し戻した。
検討課題①：本件デザインは、図面的作品の平面的著作物である。

検討課題②：本件デザインは、チアリーディング・ユニフォームのデザインであり、「単に（衣服）の外観を表し又は情報を伝えること以外に、本来的に実用的機能」がある。

検討課題③：チアリーディング・ユニフォームの実用的機能は、「身体を覆い、水分を逃がし、運動競技の動きの厳しさに耐えること」である。

Starは、チアリーディング・ユニフォームは、着用者をチアリーダー及びチアリーディング・チームのメンバーとして識別する機能があると主張する。しかし、かかる主張は、チアリーディング・ユニフォームの実用面は、ユニフォームの着用者が特定のチームのチアリーダーであるという事実を他者に伝えることであるというのと何ら変わりはない。

また、Starは、本件デザインの「装飾的機能」がチアリーディング・ユニフォームの「実用面」の1つである旨主張するが、そのように判断してしまうと、ほとんど全ての芸術作品を保護されなくなるおそれがあるため、かかる主張は採用しない。絵画、図面又は彫刻の著作物の「装飾的デザイン」のゆえに、当該著作物が物品の実用面と「別個に識別すること」又は「独立して存在」することができないということにはならない。

検討課題④：本件デザインは、「（チアリーディング・ユニフォームの）衣服としての機能性を高める」ものではない。シンプルな白のチアリーディング・トップ及びスカートは、身体を覆い、かつ、着用者が応援し、ジャンプし、キックし、またフリップできるようにする。ストライプ、シェブロン、ジグザグ又はカラーブロックがなくても、なお、そのトップ及びスカートはチアリーディング・ユニフォームとして容易に識別される。本件デザインには互換性があり、顧客はカタログの中からデザイン（本件デザインを含む。）を1つ選び、配色をカスタマイズする。このような本件デザインの互換性は、顧客が各デザインの図面的特徴の違いを識別でき、したがって、本件デザインと、デザインのないチアリーディング・ユニフォームとが、一方は図面的デザインとして、他方はチアリーディング・ユニフォームとして、「併存」できることの証拠である。したがって、当裁判所は、これらの図面的デザイン概念のそれぞれが、チアリーディング・ユニフォームの実用面と別個に識別され得るものと結論付ける。

検討課題⑤：ストライプ、シェブロン、カラーブロック

及びジグザグの配置は、身体を覆い、自由に動けるようにし、水分を逃がすという衣服の機能を発揮するために全く必要ではなく、かかる実用面から独立して存在し得る。

③ コメント

米国著作権法上、実用品とその絵画、図面又は彫刻の特徴の分離可能性の判断は、物理的分離可能性及び概念的分離可能性の2点から考察される。物理的分離可能性とは、実用品が、その実用的側面を全く損なわないまま、通常の方法で物理的に分離することができる絵画、図面又は彫刻の特徴を有することを意味する⁽¹⁸⁾。物理的分離可能性は、実用品が立体的な物品である場合には、芸術品と実用品を区別する機能を果たすが、(a) 米国著作権法は平面的な物品にも保護を与えているところ、物理的分離可能性のみによると、平面的な実用品について、分離可能性が認められる場合がほとんどなくなってしまう、(b) 同じ物品でも、その作成方法次第で結論が異なり得る、(c) 概念的分離可能性を考慮しないことは、1976年著作権法改正時の議会の意図に反する、といったことから、たとえ物理的分離可能性がない場合であっても、概念的分離可能性がある場合には、実用品に対し、絵画、図面又は彫刻の著作物としての著作権法上の保護が与えられると解されている。実用品の著作物性に関する議論において最も大きな問題は、実用品から絵画、図面又は彫刻の特徴を物理的に分離することができない場合において、これらの特徴が当該物品の「実用面と別個に識別することができ、かつ、独立して存在し得る」か否かを判断する基準は何か、という点である。

概念的分離可能性（本判決における「検討課題④」）の判断基準については、従来、下記表「概念的分離可能性の判断基準」に示されるように、複数の判断基準が裁判所及び学説によって提唱されており、複数の判断基準を組み合わせたハイブリッドな判断手法も採用されてきた。本判決は、ハイブリッドな判断手法を採用することを明示している。その中でも、芸術的特徴と実用面との「併存」性を問う著作権局のアプローチの有用性を高く評価しているようである。

本件における原審と控訴審の判断の違いは、チアリーディング・ユニフォームの「実用面」（機能）の捉え方に大きく起因するものと考えられる。原審は、「チアリーディング・ユニフォームの実用的機能は、・・・チアリーディングの概念を喚起するように身に着けること」であるとしたのに対し、本判決は、かかる機能は分離可能性を判断する上で用いることができない機能であるとした。米国著作権法上、「実用品とは、単に

物品の外観を表し又は情報を伝えること以外に、本来的に実用的機能を有する物品をいう」とされているため、ユニフォームの着用者が特定のチームのチアリーダーであるという情報を伝えるという機能を分離可能性の判断に用いることはできないとしたものと理解される。その上で、本判決は、チアリーディング・ユニフォームの実用面は、「身体を覆い、水分を逃がし、運動競技の動きの厳しさに耐えること」であると特定し、ユニフォームの外観上の装飾的デザインはかかる実用面と分離可能であると判断した。

今後も、実用品の著作物性を判断する際に、当該実用品の「実用面」とは何かが重要な争いになることが想定される。実用品の「機能」は、著作権の場面だけでなく、商標・不正競争の分野でも重要な争点になると考えられる。例えば、料理の風味や盛付けが商標又はトレード・ドレスとして保護されるか否かが争われた米国の事案では、ある商標又はトレード・ドレスが識別力ないしセカンダリー・ミーニングを獲得した場合であっても、商品の機能的特徴は商標等として保護されないことになっており、やはり商品の「機能」とは何かが争点となり、その特定の仕方によって結論が左右される可能性がある⁽¹⁹⁾と考えられる。

また、本件デザインの創作性については本判決では判断されていないため、引き続き差戻審でいかに判断されるかが注目される。

〔概念的分離可能性の判断基準〕

No.	呼 称	判断基準の内容	出 典
①	著作権局 アプローチ	芸術的特徴と実用品が併存でき、かつ完全に実現された別個の作品（一方は芸術的作品、他方は実用品）として認識され得る場合に限り、絵画、図面又は彫刻の特徴は概念的分離可能性の要件を満たし得る。	COMPENDIUM III § 924.2(B)
②	主要・従属 アプローチ	当該デザインの芸術的特徴を主とし、これに対して実用的機能が従属的なものである場合に、絵画、図面又は彫刻の特徴は概念的に分離可能である。	Kieselstein-Cord v. Accessories by Pearl, Inc., 632 F.2d 989, 993 (2d Cir. 1980).
③	客観的必要性 アプローチ	当該デザインの芸術的特徴が、当該物品の実用的機能を果たすために必要ではない場合に、絵画、図面又は彫刻の特徴は概念的に分離可能である。	Carol Barnhart, Inc. v. Economy Cover Corp., 773 F.2d 411, 419 (2d Cir. 1985).
④	通常の観察者 アプローチ	当該デザインが、通常の合理的観察者の内心に、必ずしも同時に持たれるとは限らない2つの異なる概念を想起させる場合に、絵画、図面又は彫刻の特徴は概念的に分離可能である。	Carol Barnhart, Inc. v. Economy Cover Corp., 773 F.2d 411, 422 (2d Cir. 1985) (Newman, J., dissenting).

⑤	デザイン・プロセス アプローチ	当該デザイン要素が、実用面からの影響から独立して発揮されたデザイナーの芸術的判断を反映するものとして認識され得る場合に、絵画、図面又は彫刻の特徴は概念的に分離可能である。	Brandir Int'l, Inc. v. Cascade Pac. Lumber Co., 834 F.2d 1142, 1145.
⑥	スタンド・アローン アプローチ	著作物たり得る部分が分離されたとしても実用品の機能性がそのまま残る場合に、絵画、図面又は彫刻の特徴は概念的に分離可能である。	Pivot Point Int'l, Inc. v. Charlene Products, Inc., 372 F.3d 913, 934 (Kanne, J., dissenting).
⑦	市場性の可能性 アプローチ	たとえ当該物品が実用的用途を有しなかったとしても、その芸術的資質のみのゆえに、コミュニティの大きなセグメントに対してなお市場性を有する顕著な可能性がある場合に、絵画、図面又は彫刻の特徴は概念的に分離可能である。	Galiano v. Harrah's Operating Co., 416 F.3d 411, 419 (5th Cir. 2005) (quoting 1 NIMMER ON COPYRIGHT § 2.08[B][3]).
⑧	Party アプローチ	(A) 当該作品が立体的物品のデザインであり、かつ (B) 当該デザインが「実用品」のデザインではない場合には、分離可能性の分析を行う必要がない。 絵画、図面又は彫刻の特徴が著作権法上保護されるかを判断する際、その焦点は、その絵画、図面又は彫刻の側面が、当該物品そのものではなく、当該物品の「実用面」から分離され得るか否かであるべきである。これを判断するには、(i) 裁判所が絵画、図面又は彫刻の特徴を見分けることができなければならない、かつ (ii) 当該特徴が、当該実用品全体からではなく、当該実用品の実用面から独立した有形的な特徴として存在し得るものでなければならない。	2 PATRY ON COPYRIGHT § 3:145.
⑨	主観・客観 アプローチ	概念的分離可能性は、(A) デザイナーの主観のプロセスが芸術的関心によって動機付けられた程度と、(B) 実用品のデザインが、その実用的機能によって客観的に影響された程度を比較衡量することによって判断される。	Barton R. Keyes, Alive and Well: The (Still) Ongoing Debate Surrounding Conceptual Separability in American Copyright Law, 69 OHIO ST. L.J. 109, 141 (2008)

以上

- (1) *Lenz v. Universal Music Corp.*, Nos. 13-16106, 13-16107 (9th Cir. 2015).
- (2) 本件動画はYouTube上で閲覧可能である (<https://www.youtube.com/watch?v=N1KfJHFWlhQ>) (参照日:2015年9月18日)。
- (3) 本稿において、DMCAを含む米国著作権法の和訳は、公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトを参考にした (URL: <http://www.cric.or.jp/db/world/america.html>)。
- (4) 本件の原審に関する解説を含め、Notice & Takedown手続上の削除通知の濫用の問題を取り上げたものとして、張睿暎「ノータイスアンドティクダウン手続と著作権者の注意義務—ユーザ制作コンテンツ (UGC) に関する韓米の判例比較を通じて—」企業と法創造7巻6号 (2011年) 181頁 (<http://www.win-clis.sakura.ne.jp/pdf/28/10.pdf>) を参照。
- (5) 米国著作権法第107条
- (6) Certain Digital Models, Digital Data, and Treatment Plans for Use in Making Incremental Dental Positioning Adjustment Appliances, the Appliances Made Therefrom, and Methods of Making the Same (Inv. No. 337-TA-833).
- (7) *The Clear-Correct Operating LLC v. Int'l Trade Comm'n*, Fed. Cir. No. 2014-1527.
- (8) 「シックス・ストライク・ルール」と呼ばれる (参照:<http://www.copyrightinformation.org/the-copyright-alert-system/>)。
- (9) <http://www.ice.gov/factsheets/ipr-in-our-sites>
- (10) Stephanie Minnock, *Should Copyright Laws Be Able To Keep Up With Online Piracy?*, 12 COLO. TECH. L. J. 523, 533 (2014).
- (11) §512 (j)(1)(B)(ii).
- (12) 前掲注10
- (13) 前掲注10 Minnockの534-35頁。
- (14) ITC337条調査の一般的な手続と訴訟との比較等については、鈴木信也「ITC337条調査における特許実務上の主要論点とその対策の考察」日本大学知財ジャーナル Vol.8 (2015年) 91頁 (<http://www.law.nihon-u.ac.jp/publication/pdf/chizai/8/07.pdf>) が詳しい。
- (15) その他、本件デザインの創造性も当事者間で争われたが、これについては判断されていない。
- (16) *Varsity Brands, Inc. v. Star Athletica, LLC*, No. 2:2010cv02508 (W.D. Tenn. 2014).
- (17) *Varsity Brands, Inc. v. Star Athletica, LLC*, No. 14-5237 (6th Cir. 2015).
- (18) COMPENDIUM III § 924.2(A).
- (19) TMI Newsletter Vol.22の5頁以下参照 (http://www.tmi.gr.jp/wp-content/uploads/2015/02/TMI_vol22.pdf)。

弁護士

関 真也

(1984年生)

Masaya Seki

直通 / 03-6438-5349

MAIL / mseki@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

メディア / エンタテインメント / スポーツ / 商標 / 特許 / 知財訴訟・審判 / 著作権 / 知財トランザクション(技術移転・特許売買・ライセンス) / 知財戦略支援

【登録・所属】

第一東京弁護士会(2008)

シンガポール会社法の改正

— 弁護士 高橋俊介

第1 はじめに

シンガポール会社法 (Companies Act) (以下「会社法」という。) は、1967年に制定され、これまで多くの改正を経ているが、2014年10月8日に新たに会社法の改正案

(Companies (Amendment) Act 2014。以下、「2014年改正法」という。) が可決され、その一部は、2015年7月1日から施行されている。今回の改正項目は200以上に及び、これまでの改正の中で最も大きな改正とされており、その狙いは、規制緩和による負担軽減、事業の柔軟性の確保及びコーポレートガバナンスの強化にある。2014年改正法の改正項目は2段階に分けて施行され、全改正項目のうち約40パーセントは2015年7月1日から施行されており、残された約60パーセントの改正項目は、2016年の第1四半期に

施行が予定されている⁽¹⁾。本稿では、2014 年改正法の改正項目の中から、日系企業への影響が大きい改正内容を紹介する。

第2 小会社 (Small Company) の導入

シンガポール会社法下の会社においては、公開会社 (Public Company)⁽³⁾ と非公開会社 (Private Company)⁽⁴⁾ に分類されるが、非公開会社のうち、年間売上高が 500 万シンガポールドル以下の免除非公開会社 (Exempt Private Company)⁽⁵⁾ に該当する場合には、例外的に毎年の会計監査人による監査義務が免除されている。この免除非公開会社に該当するためには、法人株主が存在しないことが要件とされているため、日本法人が株主となっている多くの日系企業のシンガポール現地法人はこの要件を満たすことができず、会計監査義務を免れることは難しかった。2014 年改正法では新たに小会社という類型が導入され、小会社に該当する場合には、会計監査義務が免除され、会計監査に伴うコストを抑制することが可能となった。小会社に該当するためには、①事業年度を通じて非公開会社であり、かつ②直近 2 事業年度において、(i) 各事業年度の売上高が 1000 万シンガポールドル以下、(ii) 各事業年度末の総資産が 1000 万シンガポールドル以下、(iii) 各事業年度末の従業員数が 50 名以下、の 3 つの要件のうち 2 つを満たす必要がある。ここでは、法人株主の不存在は要件とされていないため、日本法人が株主となっている日系企業のシンガポール現地法人においても上記要件を満たすことで、会計監査義務が免除され得る。しかし、上記②の (i)、(ii) 及び (iii) の要件の充足の可否は連結ベースで判断されるため、連結会計となっているグループ全体でこの要件を満たす必要がある点に注意が必要である。この小会社の導入は、2015 年 7 月 1 日より施行されている⁽⁶⁾。

第3 資金援助 (Financial Assistance) 規制の緩和

これまで、会社法は、資本維持及び会社債権者保護の観点から、会社が、当該会社の株式又はその親会社の株式を取得するに際して、資金援助 (Financial Assistance) を行うことを一定の例外的な場合を除いて禁止しており、この規制は、公開会社のみならず非公開会社にも適用されてきた。禁止される資金援助には、金銭の貸付のみならず、担保提供や債務保証も含まれるため、いわゆる LBO など、買収対象となる会社の財産に担保を設定して資金調達を行った上で株式を取得することも原則として禁止されてきた。このような規制に

対しては、M&A ファイナンスを制限するなどの批判があったところであるが、2014 年改正法により、非公開会社 (親会社が公開会社の場合は除く。) については資金援助規制が廃止されることとなった。また、公開会社及びその子会社についても、例外的に許容される要件を緩和し、会社及び株主の利益又は会社債権者への弁済能力を重大に侵害しない場合には、株式取得者への資金援助を認めることとした⁽⁷⁾。これにより、日本企業がシンガポールの会社を買収する場合や、シンガポール子会社間の再編を行う場合などにおいてより柔軟なスキームの実行が可能となった。資金援助規制の緩和については、2015 年 7 月 1 日より施行されている。

第4 非公開会社における株主名簿の廃止

これまでは、公開会社、非公開会社問わず、株主名簿を作成して保管しておく必要があった。2014 年改正法では、非公開会社については、株主名簿を廃止し、代わりに会計企業規制庁 (Accounting and Corporate Regulatory Authority。以下、「ACRA」という。) が電磁的記録によって管理する株主の名簿が利用されることとなった。そして、株主の変更は、ACRA に対して株主変更の登録を行った日に効力が生じることになる。したがって、デューディリジェンスの際などには会社作成の株主名簿ではなく ACRA の記録を確認することになり、また、株主変更の効力を生じさせるためには ACRA への株主変更の登録を行う必要が生じることになる⁽⁸⁾。非公開会社における株主名簿の廃止の施行は、2016 年第 1 四半期に予定されている。

第5 定款の一元化

現在、シンガポールにおいて設立された会社の定款として、基本定款 (Memorandum of Association) と付属定款 (Articles of Association) が存在している。前者には会社の商号、株主の責任等が規定され、後者には株主総会の権限、取締役の選任等の会社の組織運営に関する事項が規定されるのが通常である。2014 年改正法は、この 2 種類の定款を一元化し、「Constitution」と呼称することとしている。現在既に存在している会社においては、定款一元化のための手続をとる必要はなく、法律上 2 種類の定款が一元化されたものと看做されることになる。また、ACRA がモデル定款を公表する予定であり、会社設立時にこのモデル定款を採用する場合には ACRA に定款を提出する必要はない⁽⁹⁾。なお、定款の一元化の施行は、

2016 年第 1 四半期に予定されている。

第6 取締役等の個人情報保護

現在、会社の取締役及びカンパニーセクレタリーの居住地は会社の登記情報に記載され、第三者に公開されている。2014 年改正法は、取締役等の個人情報保護のために、居住地以外の住所を登録することを可能とした。かかる改正の施行は、2016 年第 1 四半期に予定されている。

第7 電磁的方法による通知及び書類の送付

これまでも一定の要件の下で電磁的方法による通知及び書類の送付は認められていたが、2014 年改正法は、この要件をより単純化し、定款にあらかじめ電磁的方法によって通知及び書面を送付する旨を規定することで、当該電磁的方法による通知及び書類の送付が可能となった⁽¹¹⁾。かかる改正の施行は、2016 年第 1 四半期に予定されている。

第8 最後に

冒頭に述べたとおり、ここでご紹介した改正内容は、2014 年改正法の一部に留まる。ACRA のウェブサイトより他の改正

項目についても確認可能であるので、必要に応じてご確認頂きたい。

以上

- (1) ACRA のウェブサイト ([https://www.acra.gov.sg/Legislation/Two-Phase_Implementation_of_Companies_\(Amendment\)_Act_2014/](https://www.acra.gov.sg/Legislation/Two-Phase_Implementation_of_Companies_(Amendment)_Act_2014/))
- (2) 本稿において「会社」とは株式有限責任会社をいうものとする。
- (3) 非公開会社以外の会社をいう(会社法4条)。
- (4) 定款において株式譲渡が制限され、かつ株主数が50名以下に制限されている会社をいう(会社法4条、18条)。
- (5) 法人株主が存在せず、かつ株主数が20名以下の非公開会社又は政府が完全保有している非公開会社のうち国家的利益の観点から大臣が官報において免除非公開会社であると宣言した会社をいう(会社法4条)。
- (6) 改正後会社法205c。具体的な判断方法、判断例については、ACRA のウェブサイト (https://www.acra.gov.sg/details_on_small_company_concept_for_audit_exemption.aspx) 参照。
- (7) 改正後会社法76条
- (8) 改正後会社法189条A。
- (9) 改正後会社法4条、35条
- (10) 会社法387A、387B条
- (11) 改正後会社法387C条
- (12) <https://www.acra.gov.sg/Home/>

弁護士 高橋 俊介

(1979年生)

Shunsuke Takahashi
直通 / 65-6831-5674
MAIL / stakahashi@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / 商事関連訴訟 / 労働審判・労働関係訴訟等への対応 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / 刑事訴訟 / 行政訴訟 / 消費者対応 / アジア / IT・通信 / 不正調査

【登録、所属】

東京弁護士会
シンガポール外国法弁護士
(2014)

顧問紹介

弁護士 吉戒 修一

Shuichi Yoshikai
直通 / 03-6438-5798
MAIL / syoshikai@tmi.gr.jp

裁判官を41年余務めましたが、裁判一筋ではなく、そのうち、半分近い期間を法務省に出向しました。そういうわけで、これまでに、民事裁判、司法行政、民商事法の立法、商業法人登記・供託・国籍・帰化等の民事法務行政、人権擁護行政、国が当事者となる訴訟の国指定代理人など、様々な仕事を担当しました。これらの経験を通じて、法律を適切に立案、解釈、運用するためには、現実の社会の事象を的確に把握し、その上で、論理的に判断することの大切さを感じました。2年前に裁判官を退官して弁護士登録をし、TMIに入所しましたが、弁護士が扱う仕事が一層幅広く多様性を増す中で、改めて基本に戻ることが大事であると痛感しています。



1971年九州大学法学部卒業、司法修習生。1973年東京地裁判事補、以後、法務省訟務局付検事、横浜地裁判事、裁判所書記官研修所教官、法務省民事局第五課長、第四課長、参事官、東京高裁判事、東京地裁部総括判事を経て、2001年法務省人権擁護局長、2005年静岡地裁所長、2006年東京高裁判事、2009年横浜地裁所長、2010年東京地裁所長、2011年大阪高裁長官、2012年東京高裁長官、2013年退官、東京弁護士会登録、TMI総合法律事務所顧問弁護士就任。

顧問紹介

弁護士 塩月 秀平

Shuhei Shiotsuki
直通 / 03-6438-5645
MAIL / sshiotsuki@tmi.gr.jp

知財訴訟を含むあらゆる民事訴訟を、2年前までの40年間、陪席裁判官と裁判長の立場で担当し、また当事務所でこの2年間弁護士として相談に乗ってきた感想ですが、裁判は、事実に基づいた弁護士、弁理士の主張と立証があってこそだと、改めて振り返っています。当事務所の弁護士、弁理士から裁判の相談を受けるにつけて、各地の裁判所を経験した私の勘を新鮮に受け止めてくださることを感じさせられます。興味深く担当した知財訴訟はもちろんですが、一般の民事訴訟の感覚までもが自然とすり込まれてしまったようです。事務所には図書が充実し、加えて法律関係データベースを縦横無尽に操ることができ、とりわけ知財法の本格執筆や講演の準備に役立っています。



1974年判事補(26期)。東京地裁、最高裁家庭部、熊本地裁、大阪地裁、静岡地裁沼津支部に勤務後、1984年に判事任官。静岡地裁沼津支部判事、東京高裁知的財産権部判事、最高裁判所調査官、大阪高裁知的財産権部判事、東京高裁民事部判事、知財高裁判事を経て、2005年徳島地方裁判所・家庭裁判所所長に就任。その後大阪高裁部総括判事(非訟抗告部と知的財産権部)を経て、2010年知的財産高等裁判所総括判事に就任。2013年9月定年退官。2013年12月TMI総合法律事務所顧問弁護士に就任。

顧問紹介

弁護士 佐藤 歳二

Toshiji Sato

直通 / 03-6438-4486

MAIL / tosato@tmi.gr.jp



私は、1964年から、裁判官、大学教授、弁護士、その他の役員等を経験させてもらい、この間の社会経済情勢の激変を見てきましたが、それに伴い法曹の役割も変わってきたと思います。とくに都市部の弁護士の業務は、訴訟中心から予防法務さらには企業の創造・発展への寄与という面に重心が移されています。こうした時代に依頼者の期待に応ずるためには、弁護士には、国内外の法制度や各業界の企業活動の変化等につき適切な情報収集ができる能力、さらには知財関係を含む高度の法技術の取得とこれを実践する能力などが求められています。4月からお世話になっている当事務所には、その要件を見事に充足する環境にあるようですから、私は、これまでの経験を生かしながら、若い人と一緒に新しい変化を勉強して、皆様のお手伝いをしていくつもりです。

1959年中央大学法学部卒業後、1964年裁判官任官。1974年東京地方裁判所判事、1982年最高裁判所事務総局民事局第一課長兼第三課長、1990年最高裁判所上席調査官、1996年新潟地方裁判所所長、1997年最高裁判所司法研修所上席教官(第一部統括)、1999年横浜地方裁判所所長、2001年早稲田大学法学部特任教授、2001年東京弁護士会登録して新東京法律事務所に客員として参加。2001年厚生労働省・労働保険審査会委員、2004年早稲田大学大学院法務研究科客員教授、2005年財団法人司法協会理事長、2007年桐蔭横浜大学大学院法務研究科客員教授、2008年総務省・電波監理審議会審理官、2015年4月TMI総合法律事務所顧問弁護士就任。

TMI月例セミナー紹介

TMIでは、皆様への情報提供の場として、毎月無料でセミナーを開催しております。2015年8月から2015年10月までに開催しましたセミナーの概要は以下のとおりです。今後のセミナーのご案内等につきましては、セミナー開催日の1か月前を目処にTMIのWebサイト(<http://www.tmi.gr.jp/>)に掲載いたしますので、こちらをご参照いただき奮ってご参加いただければ幸いです。

過去に開催されたセミナーについてご興味のある方は、下記までお問い合わせ下さい。

【email】monthlyseminar@tmi.gr.jp

1 第85回セミナー(2015年8月28日開催)

テーマ：「事業再生を利用したM&Aの実務～最近の事業再生事例から学ぶこと」

講師：弁護士 相澤光江

2 第86回セミナー(2015年9月29日、10月1日開催)

テーマ：「民法改正が契約実務に与える影響～契約類型ごとの留意点チェック～」

講師：弁護士 滝 琢磨

3 第87回セミナー(2015年10月23日開催)

テーマ：「電力小売ビジネスの展開と法的諸論点～電力デリバティブ取引の活用も踏まえ～」

講師：弁護士 久保賢太郎

書籍紹介



『会社役員のための法務ハンドブック(第2版)』

【編著者】 淵邊善彦

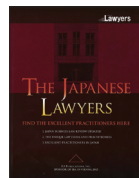
【発行日】 2015/09/01

【出版社】 中央経済社

【価格】 2,916円(税込)

【判／頁】 A5判／256頁

本書の初版は、役員が知っておくべき知識をわかりやすくまとめた書籍として大変好評でした。コーポレートガバナンス元年と呼ばれる今年、最新の法改正や実務を反映するとともに、さらに読みやすくなるように全面改訂しました。役員や法務スタッフの研修にも最適です。



『THE JAPANESE LAWYERS 2015 -Japan Business Law Updated-』

【著者】 佐藤俊司ほか

【発行日】 2015年9月

【出版社】 有限会社 アイ・エル・エス出版

【価格】 3,000円(税別)

【判／頁】 A4判変型／192頁

本書は、特許、商標、コーポレート、税務、紛争解決、個人情報保護法、ファイナンス等の各分野における日本のビジネス法務事情を英文にて海外の企業等に発信するもので、各分野を専門とする弁護士・弁理士が執筆しております。TMI総合法律事務所からは佐藤俊司弁理士(商標:Trademark Law Update 2015)が執筆に関与しております。

本ニューズレターで採り上げてほしいテーマなど、是非、皆様の忌憚ないご意見・ご要望を下記までお寄せください。また、今後Eメールでの配信をご希望の方や送付先が変更となる方も、下記までご連絡ください。

(連絡先)編集部: TMI-newsletter@tmi.gr.jp 編集長: tshibano@tmi.gr.jp 03-6438-5562(直通) / TMIニューズレター編集部 編集長 弁護士 柴野相雄